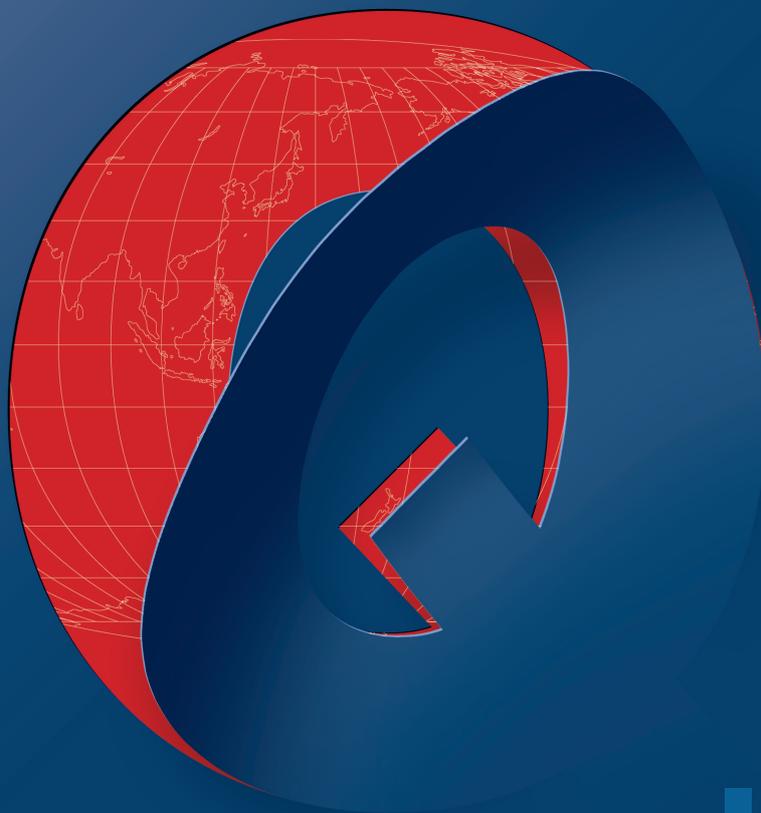




NIAD-UE国際セミナー 「質保証が支える東アジアの大学間交流」



uality

NIAD-UE International Seminar:
Understanding QA Mechanism,
Empowering HE Exchange in East Asia

講演
記録集

平成24年11月22日(木)
於：一橋講堂

はじめに ～セミナーの開催趣旨と概要～

昨今、国を越えた学生の移動・教育プログラムの提供が活発化していますが、国によって様々な高等教育制度・質保証制度が存在するなかで、互いの制度を理解・尊重しながら、いかに有益な交流を実現していくかが、国際的な重要課題となっています。特に、質保証の観点からは、相手国の公的な質保証システムと大学内部の質保証の仕組みの両面を的確に把握することが肝要です。

こうした状況を踏まえ、大学評価・学位授与機構は平成24年11月22日(木)に、「NIAD-UE国際セミナー:質保証が支える東アジアの大学間交流」を開催しました。

今回は、大学間交流の盛んな東アジア諸国のなかから、**韓国の質保証システムの仕組み**を学ぶことに主眼を置きました。韓国大学教育協議会(KCUE)のソ・ミンウオン大学評価院長より韓国の外部質保証システムについて、また韓国嶺南大学校大学自体評価委員長のキム・ビョンジュ教授より、韓国の大学における内部質保証の取組事例について、それぞれ紹介がありました。

併せて、**日本の事例を紹介しながら、日韓両国の質保証の制度・状況について理解**を深めました。日本からは、大学評価・学位授与機構研究開発部の鈴木 賢次郎教授より、日本における認証評価を中心とした外部質保証の仕組みについて、神戸大学大学教育推進機構の川嶋 太津夫教授より、神戸大学における内部質保証の取組事例について、それぞれ発表がありました。

さらに、**国境を越えた教育プログラムに際しての質保証を伴った交流の在り方**について議論を深めるため、「キャンパス・アジア」(日中韓三国によるトライアングル交流事業)について取り上げました。

「キャンパス・アジア」の導入経緯や概要等について、文部科学省高等教育局国際企画室の有賀理室長より紹介があった後、具体の交流事例として、東京工業大学大学マネジメントセンターの遠藤 悟教授、名古屋大学法学研究科の宇田川 幸則教授より、両大学が運営するそれぞれのプログラムについて、取組状況や課題等の発表がありました。最後に、大学評価・学位授与機構研究開発部の林 隆之准教授より、同機構の行う「キャンパス・アジア」の質保証の取組み(モニタリング)について紹介がありました。

本記録集は、各プレゼンターの発表内容の概要について、発表スライドとともにまとめたものです。電子版は、当機構の国際連携ウェブサイト(www.niad.ac.jp/n_kokusai/)からご覧になれます。

平成25年3月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

目 次

○セッション1 国の公的な質保証システムの動向について

- ✚ 「日本の高等教育における公的質保証システム～大学評価・学位授与機構の行う認証評価～」
鈴木 賢次郎(大学評価・学位授与機構研究開発部評価研究主幹)…………… 1
- ✚ 「韓国における高等教育の質保証」
SEO Min-Won(韓国大学教育協議会大学評価院長)…………… 9

○セッション2 大学における内部質保証の取組事例

- ✚ 「内部質保証システムの構築に向けて－神戸大学の事例－」
川嶋 太津夫(神戸大学大学教育推進機構教授)…………… 21
- ✚ 「韓国嶺南大学校における内部質保証の取組み」
KIM Byoung-Joo(韓国嶺南大学校大学自体評価委員長・師範大学教育学科教授)…………… 27

○セッション3 海外との質保証を伴った交流の事例

- ✚ 「CAMPUS Asia～日中韓の大学間交流と教育の質保証への挑戦～」
有賀 理(文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室長)…………… 37
- ✚ 「キャンパス・アジア」プログラムの紹介①:
東京工業大学「構想名称:日中韓先進科学技術大学教育環」
遠藤 悟(東京工業大学大学マネジメントセンター教授)…………… 49
- ✚ 「キャンパス・アジア」プログラムの紹介②:
名古屋大学「構想名称:東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた
法的・政治的認識共同体の人材育成」
宇田川 幸則(名古屋大学法学研究科教授)…………… 55
- ✚ 「『キャンパス・アジア』における質保証の取組み～大学評価・学位授与機構によるモニタリング～」
林 隆之(大学評価・学位授与機構研究開発部准教授)…………… 61

- 参考 当日プログラム…………… 66

日本の高等教育における公的質保証システム ～大学評価・学位授与機構の行う認証評価～

大学評価・学位授与機構 研究開発部評価研究主幹
鈴木 賢次郎

大学の質保証／認証評価とは

学校教育法第 109 条は、第1項に大学における自己点検及び評価について、第2項に認証評価について定めている。すなわち、認証評価の大前提として、大学自身が教育研究等の状況を自ら点検・評価することが規定されている。

これを、質保証の観点でみると、大学の質保証の責任は、第一義的には大学自身にあり、これを「内部質保証」と呼ぶようになっている。

これに対し、外部質保証(公的質保証)と呼ばれるものは、設置基準、設置認可(事前規制)、認証評価(事後確認)で成り立っている。

大学評価・学位授与機構における認証評価の取組み

大学評価・学位授与機構(以下、「機構」)は、認証評価を行う機関として、2005年に文部科学大臣より認証を受けている。

機構の行う認証評価の目的は、評価を通じて、大学の教育研究活動等の「質を保証し」、評価結果を教育研究活動等の「改善に役立て」、かつ教育研究活動等の状況を「社会に分かりやすく示す」ことである。

認証評価の第1サイクルは、2005年度から2011年度にかけて実施され、機構は、132の大学(国立85校、公立40校、私立7校)の評価を行った。

認証評価の検証

機構では、毎年度、評価プロセスが終了した時点で、評価対象校および評価者(ピアレビューワー)に対するアンケート調査を通じて、認証評価の検証を行っている。

例えば、評価対象校に対して「評価を受けたことによる効果・影響」について質問したところ、機構の評価を受けたことにより、教育研究活動等の状況や課題の把握、改善の促進に役立ったとのアンケート結果を得ている。

また、評価作業が、評価の目的に有効であったか(見合うか)という質問に対しては、社会から理解と支持等において「どちらとも言えない」(5段階の3番目)との回答が一定数あったことから、引き続き評価の作業量を軽減していくなどの工夫が必要であると考えている。

総括すると、機構の評価基準や観点の構成・内容、評価結果について、機構が定める3つの目的に照らすと、特に「質の保証」「改善の促進」において有効であり、コストの低減、パフォーマンスの向上に対して一層の努力が必要との検証結果に至っている。

認証評価第2サイクルの新評価基準

機構が、2012年度から実施している認証評価の第2サイクルでは、第1サイクルの検証内容、また、この7年間の大学及びその評価を巡る国内外の動向や議論を踏まえ、評価基準の改定を図った。主たる変更点は次のとおりである。

- ・ 基準6: 基準名称を「学習成果」に変更
- ・ 基準8: 基準を「教育の内部質保証システム」に変更
- ・ 基準10: 「教育情報等の公表」を新設

基準6については、世界的な大学評価を巡る動向における、「Learning Outcomes」の評価の重要性を踏まえ、「教員の視点にたった教育」から、「学生の視点に立った教育」への視点の転換という趣旨で基準の名称を変更したものである。ただし、基準の下に設定される「基本的な観点」は変更しておらず、従来の4項目－卒業・修了等の状況、学生からの意見聴取の結果、卒業・修了後の進路の状況、卒業生・修了生や就職先からの意見聴取の結果、となっている。

基準8については、基準の名称を変更するとともに、観点の一部を変更し、データや資料の収集・蓄積のみならず、それらを分析し、かつ改善・向上に結び付ける体制が整備・機能しているかを新たな視点として盛り込んだ。

基準10については、学校教育法施行規則第172条の2(2011年4月施行)に規定された、教育についての基本情報(9項目)をはじめ、自己点検・評価の結果等、法令によって公表が義務付けられている情報の公表状況について、この基準でチェックすることとしている。

大学機関別選択評価

機構は、2012年度から「大学機関別選択評価」(以下、「選択評価」)を開始した。機構が定める「選択評価事項」について、認証評価とは別の第三者評価として、実施するものである。

機構以外の認証評価機関による認証評価を受けた大学も、選択評価のみを機構に申請することが可能である。また、認証評価は7年以内ごとに1度の受審が必要であるが、選択評価は義務ではないため、大学が希望する年度に受審することができる。

選択評価事項は、現在のところ、次の3点で構成される。

- A: 「研究活動の状況」
- B: 「地域貢献活動の状況」
- C: 「教育の国際化の状況」

日本において、大学の役割・使命は「教育」、「研究」、「社会貢献」の3つがあると考えられている。それらに、機構の評価がどのように対応しているかについていうと、「教育」は、認証評価において中心的に見る。「研究」については、選択評価事項Aを設けている。また、教育研究を通じて蓄積した大学の知的資産を、より直接的に社会に還元する、という大学の役割を踏まえて、選択評価事項Bを設けている。

教育の国際化については、認証評価にも含まれる視点であるが、この側面に焦点を絞った評価を行うため、選択評価事項Cを設けている。「国際的な教育環境の構築」「外国人学生の受入」「国内学生の海外派遣」という3つの視点から評価を行うこととしている。

機構の実施する認証評価・選択評価は、評価を受ける側・評価する側という立場は異なるものの、目的は一つ、すなわち、大学の質の保証・向上にある。第1サイクルにおいて良き伝統として培われてきた「評価は大学と機構との信頼関係に基づく協同作業」との姿勢を、第2サイクルでも引き継いでいきたい所存である。

プロフィール

鈴木 賢次郎 (すずき けんじろう)

大学評価・学位授与機構研究開発部評価研究主幹・教授。

東京大学大学院工学研究科にて航空学を専攻。東京大学教養学部助教授、教授を経て、2009年に大学評価・学位授与機構評価研究部教授に着任。2012年より、評価研究主幹を兼任。国際図学会会長、日本図学会会長等を歴任。

日本の高等教育における 公的質保証システム ～大学評価・学位授与機構の行う認証評価～

NIAD-UJIE国際セミナー「質保証が支える東アジアの大学間交流」
平成24年11月22日

鈴木 賢次郎

大学評価・学位授与機構 研究開発部評価研究主幹

1

本日のお話

- はじめに: 「大学の質保証／認証評価」とは
- 第2サイクルの認証評価
～ 第1サイクルからの変更点を中心に
- 選択評価
～ 第2サイクルより実施

2

認証評価とは

学校教育法第109条:

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。...

3

大学の質保証

- 内部質保証
大学の質保証の責任は、第一義的には、その大学自身にある。
- 外部質保証(公的質保証)
 - 設置基準
 - 設置認可(事前規制)
 - 認証評価(事後確認)

4

大学機関別認証評価の目的

1. 認証評価機関が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、教育研究活動等の質を保証する(適格認定)。
2. 評価結果を大学にフィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てる。
3. 大学の教育研究活動等の状況を第三者評価を通して社会に分かりやすく示す。

5

大学機関別認証評価の基本的な方針

1. 大学評価基準に基づく評価
2. 教育活動を中心とした評価
3. 各大学の個性の伸長に資する評価
4. 自己評価に基づく評価
5. ピア・レビューを中心とした評価
6. 透明性の高い開かれた評価
7. 国際通用性のある評価(第2サイクルで追加)

6

大学機関別認証評価の目的

1. 認証評価機関が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、教育研究活動等の質を保証する(適格認定)。
2. 評価結果を大学にフィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てる。
3. 大学の教育研究活動等の状況を第三者評価を通して社会に分かりやすく示す。

5

第1サイクルの実施実績

- 大学評価・学位授与機構
 - ✓ 132校(国立85、公立40、私立7)
 - ✓ うち、「基準を満たさない」判定：1校
- <参考>
- 大学基準協会
 - ✓ 354校(国立1、公立47、私立306)
 - ✓ うち、「保留」判定：21校、「不適合」判定：1校
- 日本高等教育評価機構
 - ✓ 285校(国公立0、私立285)
 - ✓ うち、「保留」判定：20校、「不適合」判定：1校

7

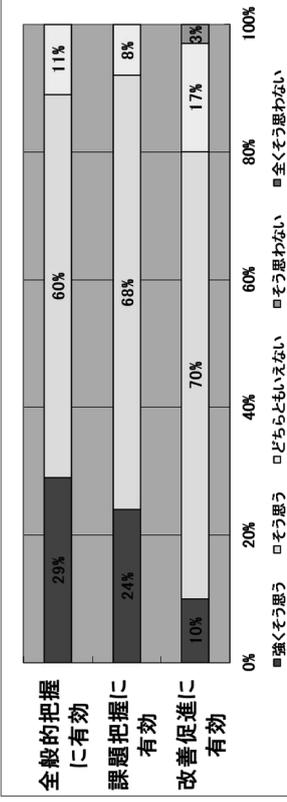
認証評価(第1サイクル)の検証

- アンケート調査
 - ✓ 評価対象校：9項目(※)・79小項目
 - ✓ 評価担当者：6項目・43小項目
 - ✓ 選択式回答(5段階・2段階)
 - ✓ 自由記述
- (※)調査項目：1. 評価基準及び観点、2. 評価の方法及び内容、3. 評価の作業量、スケジュール等、4. 説明会・研修会等、5. 評価結果(評価報告書)、6. 評価を受けたことによる効果・影響、7. 評価結果の活用、8. 評価の実施体制、9. その他
- ✓ 結果は、毎年、『認証評価に関する検証結果報告書』として、機構ウェブサイトで公表

8

アンケート調査結果の例 「評価を受けたことによる効果・影響」

【評価対象校】

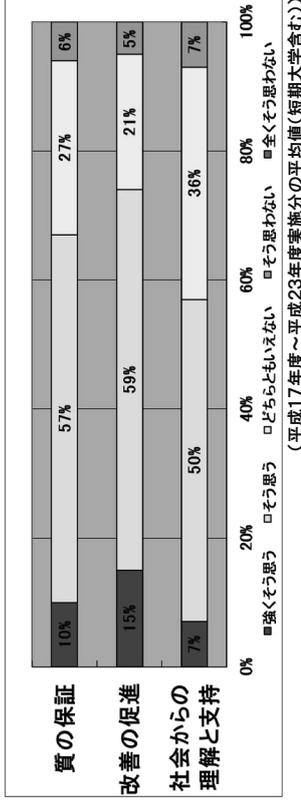


- 対象校は、機構の評価を受けたことにより、教育研究活動等の状況や課題の把握に役立つとともに、教育研究活動等の改善の促進につながるものとして、その効果・影響を評価している。

9

アンケート調査結果の例 「評価の目的に対する有効性」(見合うか?)

【評価対象校】



- 評価の目的(「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」)に対して、評価作業に費やした労力が見合うかについて、どちらとも言えないという回答が一定数あることから、引き続き作業量軽減等の工夫をしていく必要があると考えられる。

10

検証結果のまとめ

- 評価基準・観点の構成・内容、及び評価結果(評価報告書の内容等)等について、機構の評価の3つの目的(「質の保証、改善の促進、社会からの理解と支持」)について有効。
- ただし、コスト・パフォーマンスの向上(負担の軽減等)に一層の努力が必要。

11

新評価基準

(第2サイクル)	(第1サイクル)
基準1: 大学の目的	基準1: 大学の目的
基準2: 教育研究組織	基準2: 教育研究組織
基準3: 教員及び教育支援者	基準3: 教員及び教育支援者
基準4: 学生の受入	基準4: 学生の受入
基準5: 教育内容及び方法 ○学士課程 ○大学院課程 ○専門職学位課程(専門職学位課程を含む)	基準5: 教育内容及び方法 ○学士課程 ○大学院課程 ○専門職学位課程
基準6: 学習成果	基準6: 教育の成果
基準7: 施設・設備及び学生支援	基準7: 学生支援等
基準8: 教育の内部質保証システム	基準8: 施設・設備
基準9: 財務基盤及び管理運営	基準9: 教育の質の向上及び改善のためのシステム
基準10: 教育情報等の公表	基準10: 財務
	基準11: 管理運営

12

＜基準6：学習成果＞

- 「教員の視点にたった教育(教員が何を教えるか)から「学生の視点にたった教育(学生がどのような能力を身に付けるか(付けたか))」への視点の転換から、基準の名称を変更。
- ただし、「基本的な観点」及び、分析に用いる「データ・資料」については、第1サイクルのそれらと基本的に同じ。

13

＜基準8：教育の内部質保証システム＞

- 旧観点9-1-①：「教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。」
↓
(データや資料を収集・蓄積するのみでなく、分析、更に、改善・向上に結びつけるための体制の整備と機能)
- 新観点8-1-①：「教育の取組状況や教育による学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証すると共に、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。」
- 他の観点は、第1サイクルと同様。

14

＜基準10：教育情報等の公表＞

- 新設/3つの観点
- 法令等により公表が義務づけられている情報
 - (1) 教育についての基本情報(学校教育法施行規則第172条の2)
 - (2) 自己点検・評価の結果(学校教育法第109条第1項)
 - (3) 財務諸表等の情報(各大学を設置する法人に適用される関係法令)

15

大学機関別選択評価

平成24年度から新しくスタート!

16

大学機関別選択評価とは

- 大学機関別選択評価は、機構が第1サイクルにおいて実施した選択的評価に関する評価を発展させたもの。
- 大学機関別選択評価は、機構が定める選択評価事項について、認証評価とは別に機構が独自に行う第三者評価として実施する。
 - ✓ 機構以外の認証評価機関による認証評価を受け、大学機関別選択評価のみを機構に申請することが可能
 - ✓ 大学が希望する年度に申請が可能

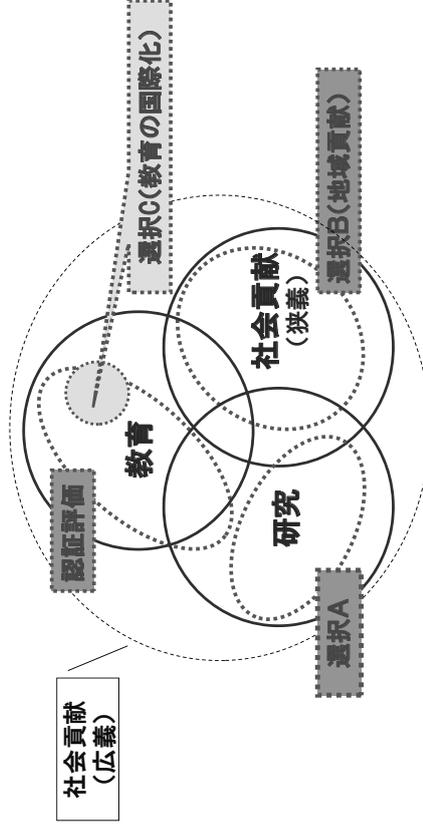
17

選択評価事項

- 選択評価事項A：研究活動の状況
- 選択評価事項B：地域貢献活動の状況
←第1サイクル：「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」
- 選択評価事項C：教育の国際化の状況
←平成25年度から新たに追加

18

「認証評価」と「選択評価」



- 平成19年「学校教育法」改正：第83条2項「……その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与」

19

選択評価事項C 教育の国際化の状況

- 選択評価事項Cでは、教育の国際化に向けた活動に焦点を絞り評価を行う。
 - 「国際的な教育環境の構築」
 - ✓ 国際化に対応可能な組織体制の整備、教育内容・方法の国際化等
 - 「外国人学生の受入」
 - ✓ 外国人学生の受入実績、教育課程編成・実施上の工夫等
 - 「国内学生の海外派遣」
 - ✓ 国内学生の派遣実績、教育課程編成・実施上の工夫等
- 以上3つの視点から評価を行う。

20



認証評価／選択評価は

大学と

大学評価・学位授与機構との
信頼関係に基づき協同作業

大学評価・学位授与機構
www.niad.ac.jp

韓国における高等教育の質保証

韓国大学教育協議会大学評価院長
SEO Min-Won

韓国大学教育協議会について

元々、韓国では、政府主導による大学教育や大学評価活動が行われていたが、1980年代の民主化運動により、大学が自主的な協力を通じて発展していく必要性が高まった。そこで1982年に、大学と政府の仲介的役割や大学間連携の機能促進、大学教育の質的水準の向上への貢献を目的として、韓国大学教育協議会(KCUE)が設立された。

KCUEでは、大学評価を担う附置組織として「大学評価院」を置いており、独立的な大学評価業務の運営を保証している。

韓国における大学評価の変遷

1982年から1992年の「第1世代」では、大学の教育改善を目的とした総合評価を実施していた。1994年から2006年の「第2世代」では、韓国の大学評価では初めて「アクレディテーション」という言葉が用いられ、「大学総合評価認定制」が導入された。

2008年以降の「第3世代」になると、政府の認定した機関が大学評価を実施するという、政府が直接介入する時代に入っていった。グローバル化、経済の世界的な競争状況と重なり、教育においても競争せざるを得ない時代となったという背景から、政府がより積極的に評価に取り組むようになったのだ。

また、2009年からは、大学の自主的な質管理と責任強化を目的として、大学による自己評価が法律で義務化された。

KCUEの新たな評価～機関別評価認証～

機関別評価認証(以下、「評価認証」)は、法律に基づいた制度である。2007年10月に改正された高等教育法の第11条の2では、大学による自己評価と評価認証は分離して実施することが規定されている。とはいえ、自己評価と評価認証は密接な関係があり、評価認証を受ける際、自己評価の報告書をそのまま関係資料として活用することができるようになっている。

また、評価認証の特徴として、評価認証の結果が、今後大学への財政支援にも活用されることとなっている。(2014年を目途に開始されるが、現時点で具体案は定まっていない。)

KCUEは、2010年に機関別評価認証を行う機関として、韓国教育科学技術部より認定を受け、2011年から評価を開始している。

基本方針

機関別評価認証の基本方針は、学習成果の重視(Student learning outcomes)、大学の真の独自性の追求(True uniqueness)、質の保証・向上(Assurance and Enhancement of Quality)、最低基準の充足(Minimum Requirement)の4つを挙げており、頭文字を組み合わせ、評価認証は「STAR」と表現している。

とりわけ、学習成果の方針においては、「学生」という視点を強調するため、従来教育成果という訳語だったところに、「Student」という言葉を加えた。本来は、学生を中心に教育が変わるべきであるが、大学関係者の間ではその理解が大変困

難な状況となっている。学生・学習が中心であるという基本的なパラダイムを、機関別評価を通じて韓国も日本も取り組んでいく必要がある。学習成果の重視は、国際通用性を追求していく上でも極めて重要なアプローチである。

また、評価認証においては、質の保証だけでなく、improvement も大変重要なモデルとなる。したがって、質の「保証」と「向上」の両面を結び付けて考えていく必要がある。特に、韓国や日本では、政府が大学の設置認可を行うことから、質がどう向上されたかという側面を強調してみることが重要である。

評価基準

機関別評価認証における評価基準は、3つの階層－6つの評価領域、17の評価分野、54の評価項目で形成している。韓国では、定量的に評価することを基本に据え、それらをベースに教育の質に対して定性的にアプローチしていくという手法を採っている。

< 評価領域 >

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1. 大学の使命及び発展計画 | 4. 施設 |
| 2. 教職員及び学生 [※] | 5. 財務管理 |
| 3. 教育 [※] | 6. 地域貢献 |

(※2012 年度評価認証より、「2. 教育」「3. 大学コミュニティ」に改められている。)

評価項目に関して、大学の特徴等から合致する項目がない場合は、大学が評価項目の代替案を提示し、認められることもある。KCUEは、評価認証が韓国の大学の画一化を意図するのではなく、それぞれの大学の特徴・個性を生かせるような評価モデルが必要であると考えている。

評価の特徴

評価認証では、ペーパーレスの評価を目指している。かつての韓国では、「評価＝大量の報

告書の作成」というイメージが定着し、大学にとって大変な負担感が生じていた。したがって、自己評価の報告書は可能な限り簡潔に、根拠を中心に記述するよう指導している。そして、大学が真に何に取組み、成果をあげているのか、現地調査で確認していくことで、全体として妥当性の高い評価となるよう配慮している。

評価結果は、「認定」「条件付き認定」「保留」「不認定」で表される。不認定となった場合は、その問題点を突き詰めるため、希望する当該大学に対してコンサルティングを行い、KCUEは大学と共に、発展の在り方について考える役割も担う。

産業界との連携による大学評価

産業界との連携による大学評価は、企業が求める人材のニーズと大学のカリキュラムのミスマッチを解消するという目的の下に、2008年度にKCUEが始めた取組みである。当初企業側は、大学での学びが企業で活用されていないという不満を持ち、事実、卒業生の再教育のための多額の費用は、企業の大きな負担となっていた。

そこで、企業はジョブ分析を通じて、その仕事の職務は何か、その職務を遂行するために必要な力量は何か、そしてその力量を身につけるための適切なカリキュラムは何か分析を行う。この結果と大学の現状とを分析し、この評価を通して産学協力の活性化を図ることに目的がある。

2008年度の評価開始以来、自動車、建設、金融の業種をはじめ、領域別に評価を実施している。

プロフィール

SEO Min-Won (そ みんうおん)

韓国大学教育協議会大学評価院長。

韓国仁済大学教授。

専攻は高等教育のアセスメント。韓国大学評価認証委員会の委員を務めるほか、仁済大学の学部長や同大学法科大学院等の入試評価委員長を歴任。

韓国における 高等教育の質保証

◆ 2012年11月22日

◆ ソ・ミンウォン

韓国大学教育協議会 (KCUE) 大学評価院長



한국대학교육협의회
Korean Council for University Education



한국대학평가원
Korean University Accreditation Institute

1

発表概要

- I. KCUEの概略
- II. KCUEによる高等教育質保証の推進
- III. 新たな機関別評価認証制の基本方針・内容
- IV. 韓国の産業界との連携による大学評価

2

KCUEの概略

I

I. KCUEの概略

設立の背景

- 社会的激動期であった1980年代に、民間主導の大学協力団体が必要であるという認識が高まる。
- 1982年に、政府・大学間の仲介と大学間連携を推進するための団体として、KCUEが設立される。
- 設置根拠：韓国大学教育協議会法（法律第3727号）
- 加盟大学数：2012年現在、全国から210の4年制大学が加盟

4

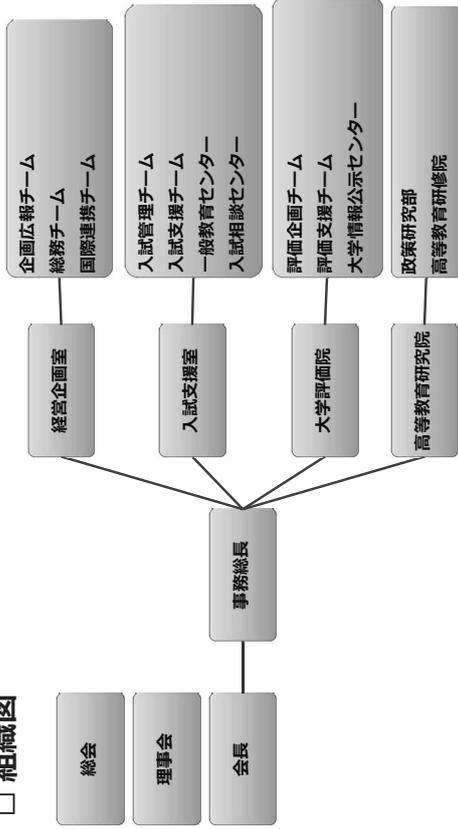
I. KCUEの概略

設立目的

- 4年制大学の共通の問題について、自主的な協議や調整を行うことで、大学教育の発展と大学間連携を強化に資すること。
- 大学の自律性を高め、責務性を強化し、質の改善や政策反映のために政府へ助言・働きかけを行うことで、大学教育の発展を支援すること。

5

□ 組織図



6

I. KCUEの概略

□ 総会

国立	教育大学		産業大学		放送通信大学		合計
	国立	私立	国立	私立	国立	国立	
24	2	157 (11)	5	7	1	1	199 (210)

□ 理事会

副会長		理事長		監事		合計
1	3	20	2	2	2	26

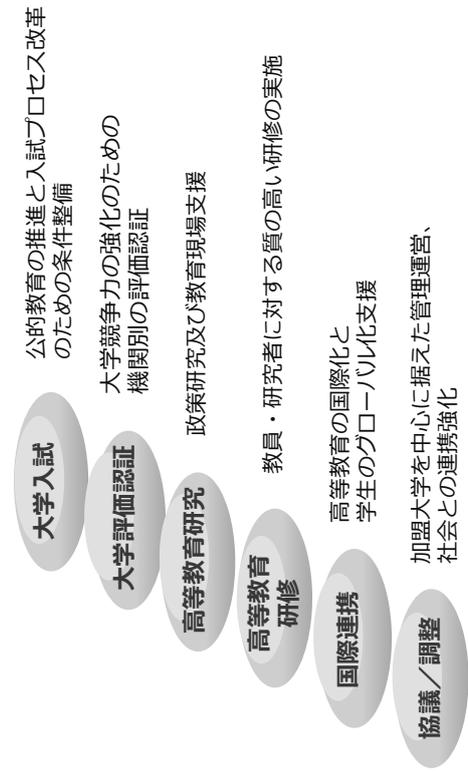
□ 事務部門

事務総長	室長/院長	チーム		職員		合計
		リーダー	リポーター	研究者	事務職員 派遣職員	
1	7	11	4	21	53	97

7

I. KCUEの概略

戦略目標



8

II

KCUEによる高等教育質保証の推進

9

II. KCUEによる高等教育質保証の推進

大学機関評価：第1世代 (1982~1992) 大学の総合評価

大学の総合評価は、大学教育の改善を目的とし、奨学的指導と助言中心に実施。

<大学の総合評価 対象校数一覧>

第1周期 (1982~1985)		第2周期 (1988~1992)	
年度	大学	年度	大学
1982	97	1988	23
1983	98	1090	21
1984	110	1990	23
1985	110	1991	25
	学部レベルの評価と 総合	1992	27
合計	415	合計	119

10

II. KCUEによる高等教育質保証の推進

大学機関評価：第2世代 (1994~2006) 大学総合評価認定制

各大学の予算執行・管理運営・教育の状況について総合的に評価すること、大学の質の向上に寄与。

<大学総合評価認定 対象校数一覧>

第1周期 (1994~2000)		第2周期 (2001~2006)	
年度	大学+大学院	年度	大学+大学院
1994	7	2001	1
1995	14	2002	4
1996	9	2003	8
1997	8	2004	37
1998	33	2005	51
1999	13	2006	25
2000	3		
合計	87	合計	126

11

II. KCUEによる高等教育質保証の推進

学問分野別評価認定制 (1992~2008)

- ✓ 毎年2~3の学問分野を選定
- ✓ 2008年までに40の学問分野において、教育内容、学習環境、および質の改善へ向けた評価を実施。

年度	分野	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
1992	物理学											
1993	電子工学											
1994	化学											
1995	管理・取引・会計部門											
1996	工学											
1997	物理学											
1998	物理学											
1999	物理学											
2000	物理学											
2001	物理学											
2002	物理学											
2003	物理学											
2004	物理学											
2005	物理学											
2006	物理学											
2007	物理学											
2008	物理学											

12

II. KCUEによる高等教育質保証の推進

産業界との連携による大学評価 (2008~)

- ✓ 大学において要請される学生の能力と、産業界が必要とする能力との間にある質的差異の解決を目指す。
- ✓ 大学のカリキュラム改善に必要な情報を提供する。
- ✓ 大学と企業の両方に有益な評価結果を追求し提供する。

<産業界との連携による大学評価の実施状況>

業界	2008		2009	
	対象分野	評価実施校数	対象分野	評価実施校数
自動車	機械工学	6	石油化学	16
設計	建築学	3	化粧品	12
施工	建築工学	4	精密化学	8
工学	土木工学	3	ゲーム	ゲーム業界
銀行	経営学	6		-
保険		4		
証券		6		
合計	5 分野	32 大学	24 社	36 大学
			3 分野	35 社

13

II. KCUEによる高等教育質保証の推進

大学による自己評価の支援

- 大学の自主的な質管理と責任強化のため、2009年より開始。
- 各大学は、高等教育法に基づき、2年に一度、教育・研究・組備等を含めた大学運営の状況を総合的に分析・評価し、その表す。
- 画一的な評価を避け、それぞれの特徴を反映した評価を目指すことから、各大学は独自の評価事項（情報公示項目を含む）・基準・プロセス・方法を定めることができる。

14

III. 新たな機関別評価認証制の基本方針と内容

1. 沿革 - KCUE大学評価院 (KUAI)

- 2009年 韓国大学教育協議会 (KCUE) に附置された組織として、大学評価院を設置
韓国教育科学技術部に、大学機関別評価認証の実施機関となるため、申請
- 2010年 機関別評価認証機関として認定
(韓国教育科学技術部公示2010-386、2010年11月11日)
- 2011年 大学機関別評価認証の開始
30大学に対して適格認定

16

II. KCUEによる高等教育質保証の推進

産業界との連携による大学評価 (2008~)

- ✓ 大学において要請される学生の能力と、産業界が必要とする能力との間にある質的差異の解決を目指す。
- ✓ 大学のカリキュラム改善に必要な情報を提供する。
- ✓ 大学と企業の両方に有益な評価結果を追求し提供する。

<産業界との連携による大学評価の実施状況>

業界	2008		2009	
	対象分野	評価実施校数	対象分野	評価実施校数
自動車	機械工学	6	石油化学	16
設計	建築学	3	化粧品	12
施工	建築工学	4	精密化学	8
工学	土木工学	3	ゲーム	ゲーム業界
銀行	経営学	6		-
保険		4		
証券		6		
合計	5 分野	32 大学	24 社	36 大学
			3 分野	35 社

13

III 新たな機関別評価認証制の基本方針・内容

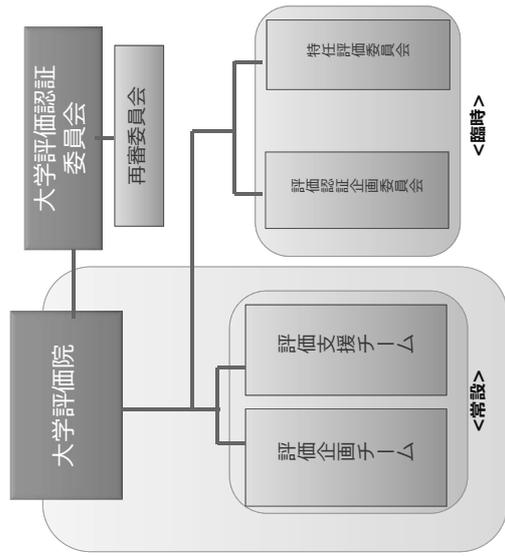
1. 沿革 - KCUE大学評価院 (KUAI)

- 2009年 韓国大学教育協議会 (KCUE) に附置された組織として、大学評価院を設置
韓国教育科学技術部に、大学機関別評価認証の実施機関となるため、申請
- 2010年 機関別評価認証機関として認定
(韓国教育科学技術部公示2010-386、2010年11月11日)
- 2011年 大学機関別評価認証の開始
30大学に対して適格認定

15

III. 新たな機関別評価認証制の基本方針と内容

2. 組織



17

III. 新しい機関別評価認証制の基本方針と内容

3. 機関別評価認証の法的根拠

- 関連法令に基づき、自己評価と機関別評価認証を分離し、評価認証は、政府による認定を受けた機関のみが実施できる。各大学は、法律に基づき、最遅で2年サイクルにより自己評価を実施することが義務付けられている一方、政府認定の評価・認証機関から機関別評価認証を受けることができる。
- 高等教育法第11条の2（評価）（2007年10月改正）
- 教育機関の情報公開に関する特例法（2007年5月施行）
- 教育機関の情報公開に関する施行令（2008年11月施行）
- 高等教育機関の自己評価に関する規則（教育科学技術部令第21号、2008年12月施行）
- 高等教育機関の評価・認証等に関する規定（大統領令第21163号、2008年12月施行）

18

III. 新しい機関別評価認証制の基本方針と内容

3. 機関別評価認証の法的根拠

- 機関別認証評価機関の認定（韓国教育科学技術部公示2010-386）
- 新たに改正・施行された法律に従い、各大学は自己評価を実施することが義務付けられ、また政府認定の評価・認証機関から機関別評価認証を受けることができるようになった。このことに伴い、KCUEに附置された大学評価院（KUAI）は、機関別評価認証制における評価実施機関として認定を得るため、2009年に策定した計画を基に申請を行い、2010年11月11日に教育科学技術部より機関別評価認証制の評価実施機関として認定を受けた。
- 大学評価院（KUAI）は、政府からの評価機関の認定を受けて、2011年より機関別評価認証を行っている。
- 高等教育法第11条の2第4項に基づき、2014年より大学の評価認証の結果は、政府による大学への行政的または財政的支援のために活用されることになる。

19

III. 新しい機関別評価認証制の基本方針と内容

4. 定義

- 機関別評価認証：大学が教育機関として必要な基本的条件を満たしているか評価を行い、評価結果を公表することで、当該教育機関に対する社会の信頼を構築するための仕組み。
- 大学の一部局または一つのプログラムではなく、大学全体が評価の対象となる。
- 評価機関が示す基準を大学が満たしているか否かについて、専門家が判断する。
- 認定基準を満たしている大学はその旨が周知され、もって当該大学の社会的責任が果たされる。
- 適格認定
- 機関別評価認証の結果として適格認定を得るということは、(1) 大学自身が求める、また大学の設置・運営その他の高等教育関連法令で要求されている教育の質に係る要素（大学の使命、教職員、カリキュラム、施設、財務、経営管理、地域支援等）において、最低限の条件を満たしているということを意味し、(2) また、当該大学が継続的な質の改善に取り組んでいるという意味も含む。

20

III. 新しい機関別評価認証制の基本方針と内容

5. 基本方針

- 大学の教育成果の追求のため、学生の学習成果の達成を重視
 - 国際通用性について、国境を越えた学生の交流と単位互換を通じて考慮する。
 - 特に学生への教育内容と学習環境の質を重視する。
- 大学の自律性と真の独自性の追求
 - 客観的な評価項目に基づき、標準化ではなく独自性を促す。
 - 各機関の特徴を鑑み、最低基準を満たしているかどうかの判断の他に、優良事例を選定。
- 質の保証と向上
 - 大学の質保証を最優先とする。
 - 継続的な質の向上のための、自発的評価制度を支援する。
- 求められる社会責任の遂行と、国民からの信頼の獲得
 - 適格認定は、最低限の社会責任遂行の証となる。
 - 評価結果の公表により、大学教育の質を証明する。

21

III. 新しい機関別評価認証制の基本方針と内容

6. 目的

大学機関別評価認証において適格認定の基準を設ける理由は次のとおりである。

- (1) 高等教育の質管理システムを追求する世界的な流れの中で、大学が最低要件の充足と個性の発揮をできるようにするため
 - (2) 韓国の大学の国内および海外での競争力を養うため
 - (3) 高等教育の質向上のための大学の責任を明らかにするため
 - (4) 国際通用性向上、国際交流、国際協働の推進に向けた高等教育の質保証制度の確立のためである。
- 大学の教育の質を、第三者機関により保証する。
 - 大学の自律性拡大に伴い、大学の責務を強化する。
 - 社会が大学教育の質について知る権利を満たす。
 - 評価システムの国際通用性を高める。

22

III. 新しい機関別評価認証制の基本方針と内容

7. 評価認証の基本構成

評価の基準	● 3つの階層： 評価領域 (6) / 評価分野 (17) / 評価項目 (54)
自己評価報告書	● 自己評価報告書作成の最小化： ● 評価項目の2/3の項目は、情報公表、ホームページ、刊行物等により評価
評価者	● 評価分野に係る専門家
評価者研修	● 専門性の向上を目指す：評価マニュアルの活用

23

III. 新しい機関別評価認証制の基本方針と内容

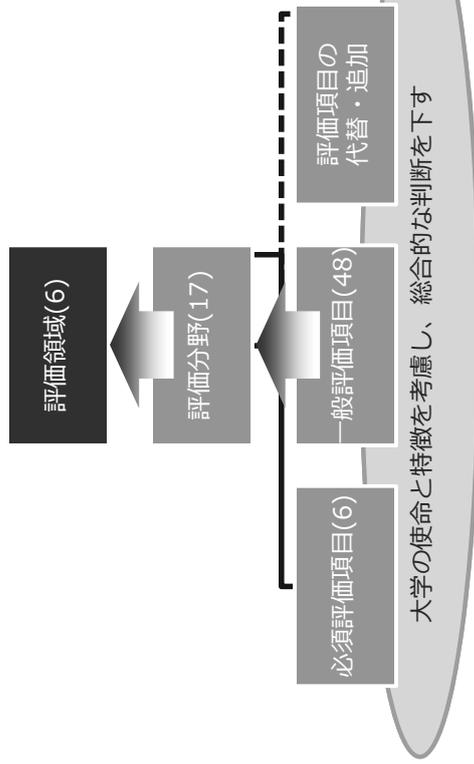
7. 評価認証の基本構成

訪問調査期間	● 2~3日
費用	● 2日間：2,313万ウォン ● 3日間：2,982万ウォン
判定と その活用	● 適格認定/不認定：評価認証の本来の目的に焦点を置いた評価 ● 優良事例を選定する。 ● 判定結果を活用する。
特長	● 大学を中心に据えた評価 ● 紙媒体の削減 (Paper-less) の評価 ● 大学の自発による評価 ● コンサルティングの実施

24

III. 新しい機関別評価認証制の基本方針と内容

8. 評価基準の構成



25

III. 新しい機関別評価認証制の基本方針と内容

8. 評価基準の構成

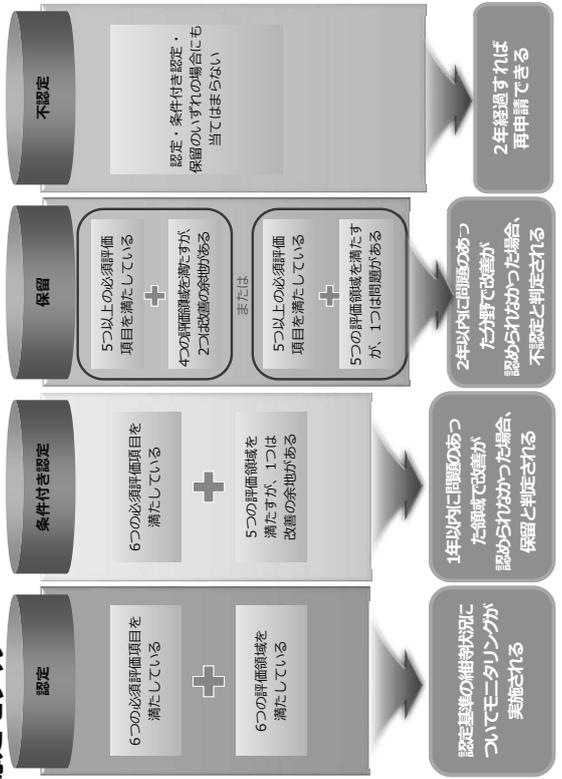
評価領域	評価分野	評価項目
1. 大学の使命及び発展計画	1.1 大学の使命及び教育の目的	1
	1.2 発展・個性化のための計画	2
	1.3 自己評価	1
2. 教職員及び学生	2.1 教員	8
	2.2 職員	3
	2.3 学生	4
3. 教育	3.1 教育プログラム	7
	3.2 教授・学習	3
	3.3 教育研究の運営	4
	3.4 教育実績	2
4. 施設	4.1 基本的な施設	4
	4.2 補助的な施設	3
	4.3 図書館	1
	5.1 財源	4
	5.2 予算管理	3
	5.3 会計監査	2
6. 地域貢献	6.1 地域貢献	2

6 領域、17 分野、54 項目

26

III. 新しい機関別評価認証制の基本方針と内容

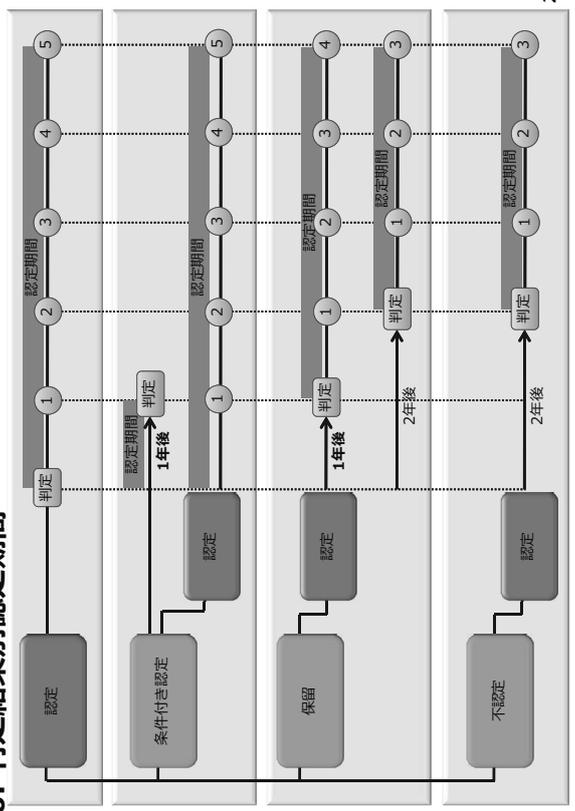
9. 認定モデル



27

III. 新しい機関別評価認証制の基本方針と内容

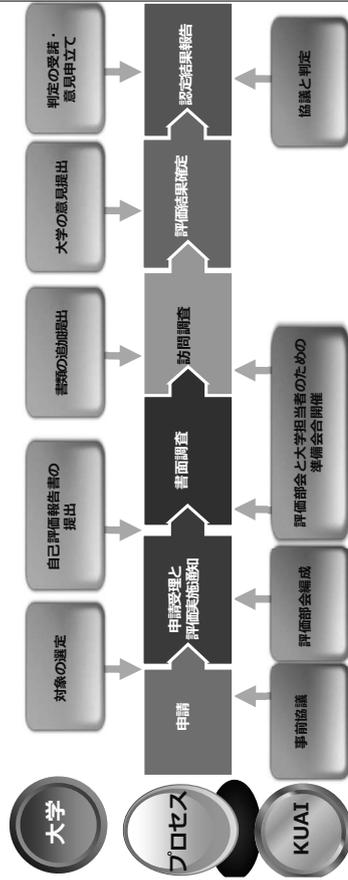
10. 判定結果別認定期間



28

III. 新しい機関別評価認証システムの基本方針と内容

11. 評価認証プロセス



29

III. 新しい機関別評価認証システムの基本方針と内容

12. 適格認定校

カテゴリー	場所	大学名	認定期間
私立	光州	朝鮮大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	ソウル	中央大学校	2012.02.01~2017.01.31
国立	大田	忠南大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	慶北	浦項工科大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	忠南	韓国技術教育大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	慶北	韓東国際大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	江原	翰林大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	忠南	韓瑞大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	京畿	韓神大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	京畿	漢陽大学校 (ERICAキャンパス)	2012.02.01~2017.01.31
私立	ソウル	漢陽大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	全北	湖原大学校	2012.02.01~2017.01.31

31

III. 新しい機関別評価認証システムの基本方針と内容

12. 適格認定校

カテゴリー	場所	大学名	認定期間
私立	京畿	江南大学校	2012.02.01~2017.01.31
国立	慶南	慶尚大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	慶北	慶一大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	ソウル	慶熙大学校	2012.02.01~2017.01.31
国立	全北	群山大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	忠清	花川大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	ソウル	徳成女子大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	ソウル	東國大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	釜山	東西大学校	2012.02.01~2017.01.31
国立	ソウル	ソウル大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	ソウル	成均館大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	蔚山	蔚山大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	慶南	仁済大学校	2012.02.01~2017.01.31
公立	仁川	仁川大学校	2012.02.01~2017.01.31
私立	仁川	仁荷大学校	2012.02.01~2017.01.31
国立	光州	全南大学校	2012.02.01~2017.01.31
国立	全北	全北大学校	2012.02.01~2017.01.31
国立	済州	済州大学校	2012.02.01~2017.01.31

30

IV 韓国の産業界との連携による大学評価

32

IV. 韓国の産業界との連携による大学評価

■ 評価の概要



■ 概念

・ 産業界と社会への貢献を考慮したパフォーマンス指標を通じた評価

■ 目的

- ・ 産業界の要求と学生の能力の差異を最小限に抑えること
- ・ 大学教育の質的変化を促すこと
- ・ 国の競争力を増大すること

33

IV. 韓国の産業界との連携による大学評価

■ 評価の意義

○ 大学と産業界の不一致の解消

- 産業界で必要とされる能力を基にしたカリキュラムにより、大学と産業界の不一致が取り払われる。

○ 産学連携の活発化

- 産業界からの要望に応えていくことで、産学連携が活発化する。

○ 就職率の向上及び国の競争力の強化

- 産業界が求める力量を備えた人材を養成・輩出することで、大卒者の就職率が向上する。
- 企業は、新卒採用者の再訓練の費用を減らすことができる。

34

IV. 韓国の産業界との連携による大学評価

■ 評価の進展状況

- ・ 韓国教育科学技術部による、産業界との連携による大学評価の原案作成 (2008.7)
- ・ 2008年度版 産業界との連携による大学評価 (2008.8 ~ 2009.2)
- ・ 2009年度版 産業界との連携による大学評価 (2009.7 ~ 2010.4)
- ・ 2010年度版 産業界との連携による大学評価 (2010.7 ~ 2011.5)
- ・ 2011年度版 産業界との連携による大学評価 (2011.6 ~ 2012.5)

年度	2008	2009	2010	2011	2012 (実施中)
業種	自動車、建設、金融	精油・石油化学、精密化学	IT	素材	自動車工業、建設
参加企業	24社	32社	41社	31社	30社
評価対象校	13大学	18大学	33大学	30大学	40大学
評価対象学部	32学部	29学部	74学部	36学部	100学部

35

IV. 韓国の産業界との連携による大学評価

■ 2012年度版 評価基準

評価領域	評価項目	引用元	点数	
			領域別	項目別
産学連携 教育の基盤 (20)	実務経験のある教授の割合	HEIK	20	5
	産業界に関連した課程 (卒業生) 課外教育の経験	大学 調査		5
	課外教育の参加率	HEIK		5
	産業界の要求に応える課程の率	産業界の 要求調査 & 大学 調査		15
産業界の 要求との 整合性 (50)	産業界の要求に応える課程の受講率	産業界の 要求調査 & 大学 調査	50	10
	産業界の要求を反映するシステム (卒業生) 一般教育の経験			15
教育と技術 の達成度 (30)	就職率	HEIK	30	10
	技術移転がもたらした経済効果	HEIK		5
	業務能力評価：全般	調査		5
	業務能力評価：専門知識	調査		10

* HEIK：韓国高等教育情報サービス

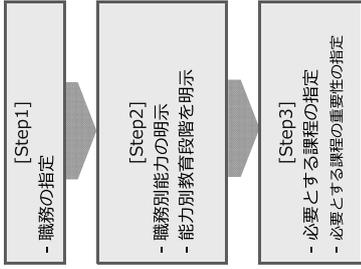
36

IV. 韓国の産業界との連携による大学評価

産業界の要求に関する分析

- 産業界は求める主要職務能力 (competency) を示し、それに見合う課程を選ぶ。[図1]
- 分析の結果、どのぐらいの大学がその要求を満たすかを評価する。[表1]

[図1]



[表1]

産業界が 必要とする課程	産業界の要求分析		
	重要性 (A)	実施度 (B)	差戻 (C=A-B)
재료신뢰성공학	5	0.5	4.5
부기회합	4	0.14	3.86
세라믹공정	5	1.36	3.64
소결공학	5	1.45	3.55
분쇄공학	5	1.7	3.3
재료공학	4	0.71	3.29
재료열역학	4	1.24	2.76
고분자공학	3	0.76	2.25
복합재료	4	1.77	2.23
전자세라믹스	4	1.84	2.16
재료분석학	5	2.87	2.13
세라믹공학	4	1.92	2.08

37

Thank You !

38

内部質保証システムの構築に向けて－神戸大学の事例－

神戸大学大学教育推進機構教授
川嶋 太津夫

神戸大学の概要

神戸大学は、11学部、14研究科、2つの専門職大学院、附属病院等を擁する国立総合大学であり、学士課程には約11,000名、専門職大学院課程を含む大学院課程には約5,000名が学んでいる。また、教員約1,500名、職員約2,000名が、教育・研究・医療に従事している。

学内の評価体制

国立大学は2006年4月に法人化され、制度上、大学の基本的な方針や中期目標・計画等は、理事の補佐を受けながら、法人の長である学長が最終的な決定を行うことになった。しかし、実際の教育研究は各学部・研究科の教員が担っており、大学としての合意形成が重要である。したがって、大学の活動の計画段階では、部局長会議等を通じて学長・役員会との間で合意形成を図った上で、意思決定がなされている。ここでの方針に基づき、各学部・研究科において教育研究が実施されている。

大学の諸活動の点検・評価に関しては、「神戸大学評価委員会」が全学の責任組織として設置されている。評価委員会では全学の方針として、「神戸大学における点検・評価の基本的な考え方」、「神戸大学自己点検・評価指針」を策定した。全学の評価に関する方針に基づき、実際の自己点検・評価は各部局で実施する。

神戸大学の基本的な考え方として、計画の実施、点検・評価、改善の責任主体は学部・研究科にあり、評価委員会は、各部局が行った自己

点検・評価の妥当性のみを審議(メタ評価)することになっている。

しかしながら、認証評価や国立大学法人評価にあたり、この体制のみでの対応は難しいため、部局をまたいで自己評価書を作成する体制を設けた。第1サイクルでは、大学の活動全体をひとつに取りまとめるのに苦労したこともあり第2サイクルでは、教育と研究を分け、教育についての自己評価は「全学評価・FD委員会」が、研究については「学術研究推進本部」が、全学的に一次的な自己・点検評価書を作成することとした。これを基に、評価委員会でメタ評価を実施することとした。

教育の内部質保証システム

内部質保証システムという面では、今日特に、教育の質保証と水準維持が注目されている。

神戸大学の場合、近年、「大学教育推進機構」の役割を強化した。教育に関する事項はすべて、同機構に設置された大学教育推進委員会を中心に審議される。体制は、教育担当理事を機構長・委員長とし、学部・研究科の教育担当責任者で構成されている。

同機構の下で教育活動の計画を担う「大学教育推進委員会」には、2つの委員会が置かれている。1つは「全学教務委員会」で、教育に関わる具体的な事項を網羅的に検討している。もう1つは「全学評価・FD委員会」で、点検・評価について審議する場である。基本的に各部局の教育評価やFD担当責任者が参画している。認証評価や国立大学法人評価における自己点

検・評価書の素案は評価・FD委員会で作られる。教育の自己点検・評価や改善の推進基盤として、この全学評価・FD委員会がその役割を担っている。

質保証のための3つのポリシー

質保証のための3つのポリシーとして、ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP)がよく知られている。2012年8月の中央教育審議会答申では、アセスメント・ポリシー(AP)という言葉も新たに使われた。

神戸大学では、「神戸大学学位授与に関するの方針」を大学教育推進委員会で定め、学部・課程ごとに学位授与の方針を決めている。その後、DPで定めた学習成果の修得のため、体系的な教育課程の編成にあたっては、大学としてのCPを定めた後に、学部レベルのCPを定めている。こうした教育情報はすべて公開されている。

アセスメント・ポリシー(AP)は、教育の質向上のために大学がどのようなスタンスを取るかを言明するものと理解する。神戸大学では、「教育の質向上のための評価指標」を大学教育推進委員会で定めており、これが質保証のための点検・評価の基本となる。評価指標は3つの項目・観点に分けており、各観点について、エビデンスを確認しながらセルフチェックを進めていく。

また、各部局のセルフチェックの効率化と透明性を図るために、現在、それぞれの評価の観点に対する達成度を測るためのルーブリックを開発中である。

学習成果のアセスメント

現在大学に強く求められているのは学習成果である。同時にその確認方法としてのアセスメントが重要となっている。神戸大学では、現在のところ、間接アセスメントである各種アンケートを行

っており、今後、卒業研究等の直接的アセスメントについても試みてみたい。

一方、間接アセスメントを分析して、様々な学習成果をどういった場面で獲得できたか、学生に確認している。その結果を示すマトリックスを作ることで、CPが正しく動いているかの確認が可能となる。

このような学習成果の測定・学生アンケートによって、改善状況を確認することができる。例えば、数年前までは設備に対する不満が強かったが、耐震工事と併せてアメニティの強化をし、最近では建物に対する不満はなくなっている。

今後の課題

学位授与機関として、自らが教育プログラムの質と水準に責任を持つという意味で、学科改組やカリキュラム改訂の際に、学内で設置審査委員会のような組織を整備し、神戸大学が授与する学位の水準にふさわしいかどうかを確認することが不可欠である。個々の授業科目については、単位の実質化や学生の自主的な学習時間の確保が、日本の高等教育の重要な課題となっている。そのため、個々の教員にシラバスを提出させ、授与する単位にふさわしい授業設計かどうかを大学全体でチェックする必要がある。そのためにも、米国の大学に設置されているような、全学的なカリキュラム委員会の機能を我が国の大学にも導入する必要がある。さらに、プログラムごとに入から出口までの道筋を明示することも重要である。そのためには、日本ではまだ定着していないが、プログラムレビューの実施も検討が必要な課題である。

さらには、多様なアセスメント手法、特に直接的な手法の開発が課題であり、現在のアセスメントを、評価を通じて向上と発展につながるような手法に改善していく必要がある。

最近「アウトカム」が注目されているが、アウトカムのみならず、入学者やカリキュラム、授業方法

や卒業時の確認など、体系的で多様なアセスメントが必要であろう。

プロフィール

川嶋 太津夫（かわしま たつお）

神戸大学大学教育推進機構および大学院国際協力研究科教授。

名古屋大学大学院で教育社会学を専攻。

神戸大学大学教育研究センター助教授、教授を経て現職。第5期中央教育審議会大学分科会専門委員、国立大学協会入試委員会専門委員等を歴任。専攻分野は比較高等教育論、教育協力論。



内部質保証システムの構築に向けて

- 神戸大学の事例 -

大学評価・学位授与機構国際セミナー

2012年11月22日

川嶋 太津夫
神戸大学



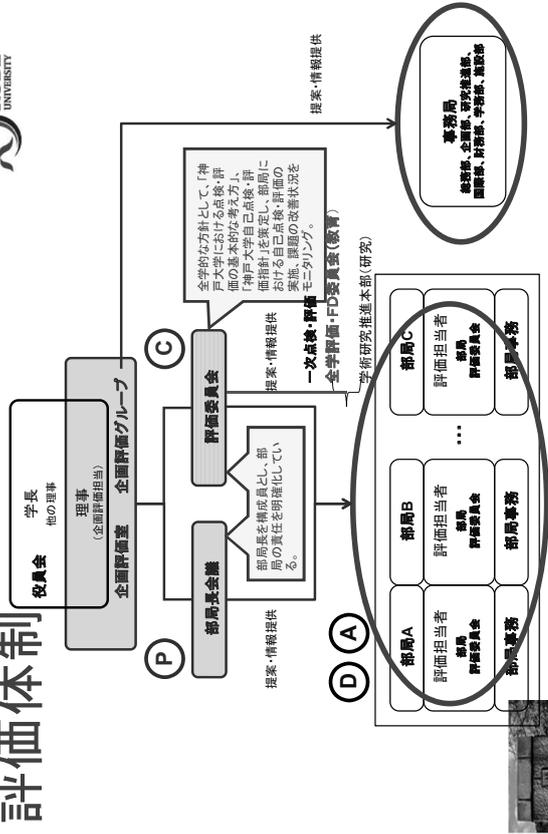
神戸大学の概要

学部 → 11 国際文化学部、発達科学部、法学部、経済学部、文学部、理学部、医学部、工学部、農学部、歯学部	学生数 11,861	教職員数
大学院 → 14 人文学研究科、国際文化科学研究科、人間発達観光学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、システム情報科学研究科、農学研究科、歯科学研究科、国際協力研究科	4,356	3,437 教員: 1,505 職員: 1,813 (看護師含む) 教諭: 119
専門職大学院 → 2 法学研究科実務法律専攻(法科大学院) 経営学研究科現代経営学専攻(社会人MBA)	341	
その他 附属研究所、附属病院、自然科学系先端融合研究課、機構、学内共同教育研究施設等	計16,558	
附属学校部 附属幼稚園、附属住吉小学校、附属明石小学校、附属幼稚園、附属中等教育学校、附属特別支援学校、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校	1,548	

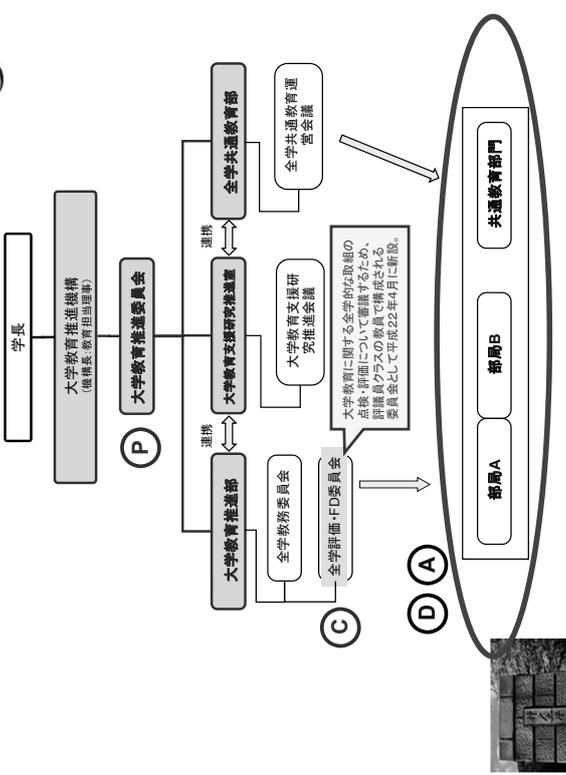
国立大学法人の中でも学部数2番目に多く、学部学生数も5指に入る規模

(組織は平成24年4月1日、員数は平成24年5月1日現在)

評価体制



教育の内部質保証システム



質保証のための3つのポリシー

教育の質向上のための評価指標 (セルフ・チェック表)

評価指標	評価の観点	エビデンス	自己評価
I 教育の目的に照らして、教育課程を体系的に編成する仕組みが用意されているか。	①教育の目的に適合したカリキュラムが編成され、必要に応じてカリキュラムマップやツリーが作成されているか。 ②単位の実質化に配慮したシラバスが作成されているか。 ③授業の目的に照らして、単位の実質化に配慮した成績評価基準が策定されているか。		※ルーブリックを作成
II 教育の実践及び成果について組織的な検証が行われているか。	①授業を評価する仕組みがあり、その結果について分析を行っているか。 ②卒業・修了時アンケートの結果について分析しているか。 ③卒業生や就職先へのアンケートや意見聴取等に基づき分析を行っているか。 ④4学生生活実態調査の結果について分析を行っているか。		
III 教育の状況について、点検・評価、その結果に基づいて改善、向上を図る仕組みが用意されているか。	①評価結果に基づき、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な対策が講じられているか。 ②F/Dが、組織として適切な方法で実施され、教育の改善に反映されているか。 ③T/A等教育支援者や教育活動を向上させるための取組がなされているか。		

平成22年3月策定

DP

CP

AP*



※Assessment Policy(AP)
※教育情報の公表
http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/education_info/index.html

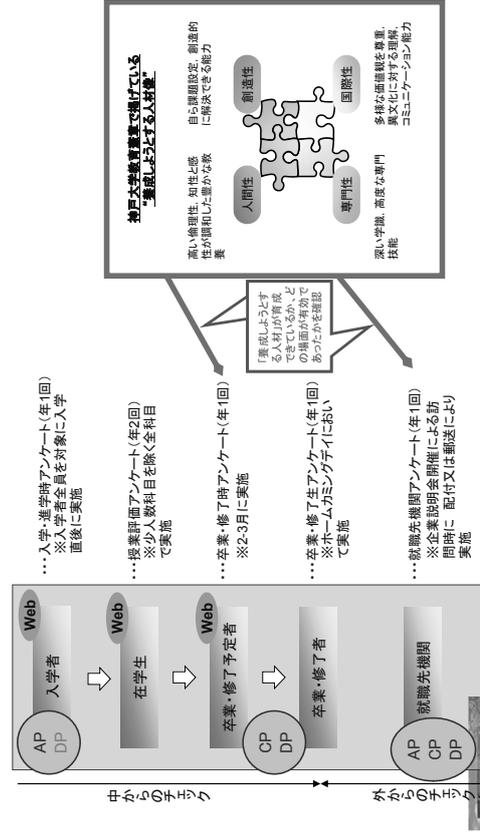
学習成果のアセスメント

評価対象	評価者	測定軸	測定手法
知識・理解	教員	直接	試験(客観式)、科目試験
態度・技能	教員	間接	成績、GPA、単位取得、留年・進学等
全て	教員	直接	試験(口頭/論述式)、観察/パフォーマンス評価、学習ポートフォリオ
	学生	間接	各種アンケート、新入生/学生/卒業生調査
	学外者	間接	就職機関または企業等へのアンケート
	教員	直接	卒業論文、研究、作品制作
	学生・学外者	間接	進路状況

出典：鳥居(2012)、山田(2011)、洪井他(2012)を参照。



学習成果のアセスメント



各種アンケートの実施に係る工夫と成果

獲得能力 獲得 場面	在学中に習得した能力								
	幅広い 教養	専門知識 技能	英語等 の外国語	総合的 な見地	高い 論理観	課題設定 解決	コミュニケーション	情報処理	
1. 学共共通の講義等	5.5	6	8.3	1.6	1.8	4	2	3.1	7
2. 専門教養の講義等	0.13	0.02	0.23	0.03	0.08	0.01	0.01	0.01	0.15
3. 卒業研究	8.1	3.4	2.6	0.6	4.5	2.0	4.7	4.0	6.5
4. 指導教員の直接指導	0.28	0.28	0.09	0.23	0.16	0.16	0.07	0.16	0.14
5. 先輩からの指導	1.8	8.4	1.3	2.1	1.0	7.9	7	7	5.8
6. プロジェクト・共同研究	0.06	0.22	0.04	0.07	0.03	0.27	0.02	0.02	0.20
7. 学生同士の勉強会等	4.5	8.1	1.5	5.7	3.2	6.5	3.2	2.2	9.5
8. 学舎や学外の研究会	0.16	0.28	0.05	0.20	0.11	0.22	0.11	0.08	0.33
9. 学外活動への参加	4	0.1	0.3	6	7	4	9	2	6
10. 社会活動への参加	0.01	0.03	0.01	0.02	0.02	0.01	0.03	0.01	0.02
11. その他	0	1	2	2	1	7	3	0	2
	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.02	0.01	0.00	0.01
	3	1	1	5	7	2	1.7	1.4	9
	0.01	0.00	0.00	0.02	0.02	0.01	0.06	0.05	0.03
	5	1	3	1	1	2	2	4	3
	0.02	0.00	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.00
	4.0	5	9	6.1	6.5	4.9	1.20	6.5	1.5
	0.14	0.02	0.03	0.21	0.22	0.17	0.42	0.22	0.05
	6	0	5	6	1.6	4	1.7	1.3	3
	0.02	0.00	0.02	0.02	0.06	0.01	0.06	0.04	0.01
	3.2	3.7	1.29	4.8	3.7	2.8	6.0	8.4	5.1
	0.11	0.13	0.43	0.17	0.30	0.10	0.21	0.23	0.13

習得能力と獲得場面を関連付けることで、CPの妥当性を検証。



課題

- 学位プログラムの確立(教学マネジメント)
 - 「学内設置審」(プログラム新設、改廃の審査)
 - 「カリキュラム委員会(科目審査)」
 - プログラム詳述書(DP, CP, AP, AP)
- 定期的なプログラム・レビューの実施
- 目的としての評価から手段としての評価へ
- 学習成果の多様なアセスメント手法の開発と実践
- 教育改善につながる評価(input-process-output-outcomes)



各種アンケートの実施に係る工夫と成果

- 学共共通項目によるアンケートを通じて全学部・研究科の状況を俯瞰
- 質問項目の選定、実施方法等の検討を一体的に行い、内部の課題把握のみならず各種評価において教育成果を示す根拠資料として活用
- 各種アンケートの評価結果は全般的に肯定的。在学中に習得した知識・スキルまたは態度についても、卒業・修了直後の学生、卒業・修了から一定年度を経た学生、さらには採用された機関等での評価が一致していることを確認
- 自由記述に係る質問項目のテキスト分析を行い、定量的な数値と定性的な情報を併せて提示

【改善例】

- 教育環境・設備、学内アメニティ等に対する否定的な評価結果を受け、平成19年度以降の耐震補強工事と併せてスペースの有効活用のための再配分を行い、平成21年度以降のアンケートにおいて、統計的に有意に上昇していることを確認
- 在学中にもっと身につけておくべき能力として「英語等の外国語能力」が一貫して多くの学生に選択されていたことを受け、その対策を検討。平成24年度からは大学負担で各学部において英語外部試験(TOEIC/TOEFL)の受験を促進



神戸大学総合図書館

ご清聴ありがとうございます。

本報告の準備にあたり浅野茂准教授(企画評価室)の協力を得ました。

韓国嶺南大学校における内部質保証の取組み

韓国嶺南大学校大学自体評価委員長・師範大学教育学科教授
KIM Byoung-Joo

韓国の大学における自己評価の背景・目的

2007年10月に韓国高等教育法が改正され、韓国のすべての大学は、自己評価を行い、2年ごとにその結果を公表することが義務付けられた。学生に関する情報、入学選抜、財務情報、授業料、教員、研究等の詳細な情報が、韓国大学教育協議会の大学情報公示サービスを通じて、オンラインで公表される。

また、自己評価は、評価認証とも密接にリンクしており、自己評価・情報公開・評価認証が三位一体となった質保証システムを形成している。

また、韓国の新聞社である中央日報が、1994年から大学ランキングを実施している。日増しに大学・社会からの関心が高まり、現在では、マスコミの評価項目を自己評価に取り入れる大学も出てきている。

一般的な大学自己評価のプロセス

韓国の大学における典型的な自己評価プロセスは、「準備」「実施」「報告」「結果の活用」の4段階で進められる。

「準備」段階では、自己評価の実施計画をはじめ、実施要領や評価項目が策定され、教職員への説明が行われる。評価項目には、韓国において公表が義務付けられている教育情報に関する13項目が含まれる必要がある。

次に、データの収集、報告書の作成・精査が行われ、報告書の監修を受けて、最終的に取りまとめられる。

最後に、評価結果を受けて、大学の発展に向

けてどういった示唆が得られるか検討し、大学の向上につなげていく、といった活用方策が採られている。

自己評価の実際の状況

韓国における4年制大学197校の自己評価について調査分析したところ、自己評価のプロセス・結果は多様であることが明らかとなった。

自己評価の対象については、学部のみを対象とするものや、機関単位で行うもの、あるいは教職員を対象として行うなど、様々な例がみられた。

評価指標の数も、7つから、多いものでは200を超えるような指標を用いた例もあった。しかしながら、今や自己評価を行わなければ、政府の助成金が十分に受けられず、助成金の額も異なってくる現状のため、多くの大学が、評価認証に沿う形で自己評価を行うようになっている。

また、自己評価の方法は、相対評価が主流となっており、他大学の状況を窺いながら、自大学の在り方を定めていくという傾向がみられる。

自己評価結果の活用状況としては、「大学の発展計画に活用」する大学が94%に上るほか、「大学の個性化戦略の企画立案に活用」する大学が80%、「予算配分の際に活用」が45%、「学内の組織再編等に活用」が35%となった。また、「人事評価における活用」が19%であったほか、「成果給や出来高等のインセンティブの算定に活用」する大学が29%であった。

嶺南大学校における自己評価の事例

嶺南大学校(以下、「嶺南大」)は、大邱大学と青丘大学を統合して1967年に設立。12大学院・15単科大学(学部)・64学科を擁し、約24,000人の学部生と約3,400人の大学院生が学んでいる。単一のキャンパスの広さと学生数の多さでは韓国最大規模を誇る。

嶺南大では、全学的な3大目標と7大戦略を策定し、その下に、3つのレベル(全学、学科、事務部門)で行う自己評価の基準と評価指標を設定している。

(1)全学レベルの評価

7大戦略に沿って、7つの評価領域を設定・・・
①教育、②研究、③社会貢献、④管理運営、
⑤財務、⑥キャンパス、⑦地域社会との関係。

(2)学科レベルの評価

4つの評価領域で構成・・・①学科の運営と発展状況、②教育、③研究、④国際化

各評価領域に設定される指標として、例えば「①学科の運営と発展状況」では、学科の予算執行状況、基金の寄付実績、大学への寄与度(総長による判断)等がある。

「②教育」では、中途退学率が指標となっている。近年、中途退学した学生の編入基準が厳格化されており、できるだけドロップアウトさせないような方策を講じる必要性から、この指標を重視しているところである。

「③研究」では、研究費、研究実績、論文等が指標となる。

最後の「④国際化」に関しては、政府やマスコミ等からの注目度が高いことから、学科レベルで国際化に向けた努力を促す意図がある。外国人専任教員の割合や外国人学生数、短期留学生等を指標として評価する。

(3)事務部門の評価

3つの評価領域で構成・・・①各事務部門共通の指標、②戦略、③固有の業務。

嶺南大では、2009年の全学レベルの自己評

価を皮切りに自己評価を開始し、2012年時点では、全学、学科、事務部門の3つすべての自己評価が本格化しているところである。

また、学科レベルの自己評価では、今年から評価結果を給与に反映させることとしたため、急激に関心が高まり、評価に殺到している状況も起きている。

自己評価結果の活用と今後

嶺南大では、全学レベルの自己評価結果について、教職員や学生における大学の現状認識の向上や、大学発展計画の実現化のための確認、大学の競争力強化、また運営改善のための基礎データの集積のために活用している。現在、3回目の自己評価を行っているが、今後は収集した基礎データをいかに活用していくかという局面を迎えることになる。

学科や事務部門の評価においては、15%を上限に、評価結果を学科の予算配分に反映させるほか、教員や事務職員へのインセンティブ算定においても、評価結果が活用されている。今後は、自己評価の範囲を段階的に広げるとともに、アウトカム管理システムや管理情報システム(MIS)等のコンピューティングシステムを連携させ、定着化させていく。また、評価指標の妥当性についても引き続き検証していく。持続的なフィードバックを通じて、信頼ある評価を確立し、大学の発展に寄与していきたい。

プロフィール

Kim Byoung-Joo (きむ びよんじゅ)

嶺南大学校大学自体評価(自己評価)委員長・師範大学教育学科教授。

2011年より国家教育科学技術諮問会議首席専門委員を兼任。韓国教育科学技術部(MEST)の委員会において精力的に活動。

専攻は教育行政。ソウル大学校博士課程修了。

ヨンナム 韓国嶺南大学校における 内部質保証の取組み

2012年11月22日

Byoungjoo Kim
韓国嶺南大学校
大学自体評価委員長

1

目次

I. 大学自己評価の概要

1. 自己評価の背景・目的
2. 自己評価に関する法的根拠

II. 大学自己評価のプロセスとその例

1. 手順・スケジュール
2. 実施体制、自己評価の範囲・対象
3. 自己評価の例

III. 嶺南大学校における自己評価

1. 嶺南大学校の沿革・組織
2. 嶺南大学校の実績
3. 嶺南大学校のビジョン・目標
4. 嶺南大学校の自己評価における評価指標
5. 自己評価のプロセス
6. 自己評価の実施体制
7. 自己評価結果の活用
8. 嶺南大学校の自己評価の今後

2

1. 自己評価の背景・目的

- 2009年より、大学は2年ごとに自己評価(※原語: 自体評価)を行うことが法律により義務づけられている。
- 当該自己評価の結果は、機関別評価認証(Institutional accreditation)の中で活用される。
- 自己評価で用いる情報の一部は、韓国大学教育協議会(KCUE)の大学情報公示サービス(Higher Education Transparency Service)を通じて公表される。
 - ✓ 大学の学生に係る情報、入学選抜、財務、授業料、教員、研究に関する詳細情報が、オンラインで公表されている。また、公表情報には、卒業率、学術分野別の学生の分布状況、入学選抜の難易度、卒業生の就職率、専任教員の割合等も含まれる。

4

I. 大学自己評価の概要

3

1. 自己評価の背景・目的



5

2. 自己評価に関する法的根拠

- 2007年10月、韓国高等教育法に第11条の2(評価)が新たに追加され、自己評価の実施と情報の周知が、大学の義務として規定された。
- 「高等教育機関の評価・認証等に関する規定」(大統領令、2008年12月)
- 政府による大学評価認証機関の認証 (Recognition) 制度の導入
- 評価認証機関の指定 (韓国教育技術科学部: MEST) による公示

6

1. 手順・スケジュール



8

II. 大学自己評価のプロセスとその例

7

2. 実施体制、自己評価の範囲・対象

- 大学は、自己評価委員会を設置し、自己評価を行うための事務スタッフを編成することが必要。
- 各大学の行う自己評価の範囲として、教育機関の情報公表システム (Information Disclosure System of Educational Institutions) に示す13項目が含まれる必要がある。
- 大学は、韓国大学教育協議会 (KCUE) が法律に基づき、2008年より隔年を実施する、情報公表システムへの自己評価報告書の掲載を行わなければならない。

9

3. 自己評価の例

- 自己評価のプロセス・結果は大学によって様々である。
- 対象：学部・学科、スタッフ、教授陣、事務部門
- 指標の数：7, 13, 26, 49...
- 方法：標準／基準、絶対的／相対的、定量的／定性的

10

3. 自己評価の例

- 自己評価結果の活用状況
 - 大学の発展計画に活用 (93.8%)
 - 大学の個性化戦略の企画立案に活用 (79.6%)
 - 予算配分の際に活用 (44.5%)
 - 学内の組織再編等に活用 (35.1%)
 - 人事評価における業績実績確認に活用 (19%)
 - インセンティブの付与に際して活用 (28.9%)

11

III. 嶺南大学校における 自己評価

12

1. 嶺南大学の沿革・組織

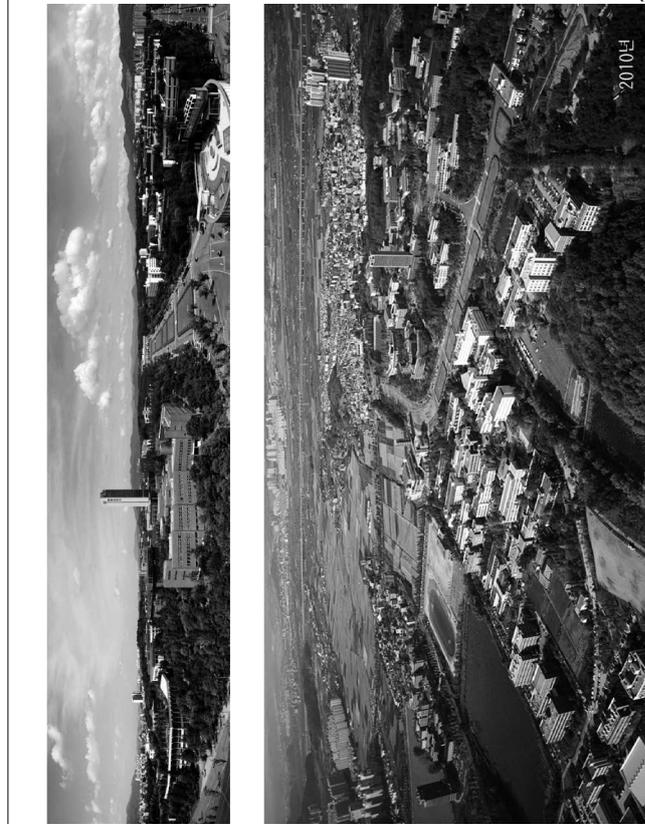
沿革

- 1947. 9. 22. 大邱大学創設
- 1950. 4. 10. 青丘大学創設
- 1967. 12. 22. パク・チヨンヒ大統領により大邱大学・青丘大学が統合され、嶺南大学校創設
- 1979. 5. 28. 嶺南大学校附属病院及び医科大学を開設
- 2006. 7. 2. 第38回国際化学オリンピックを開催(68か国270人の学生が参加)
- 2009. 3. 1. 医学専門大学院及び法学専門大学院を開設
- 2011. 3. 31. EUキャンパスを(同大学が位置する)地域では初めて主催
- 2012. 3時点 12大学院、15単科大学、64学部・学科で構成され、23,752人の学部生、3,442人の大学院生が学び、1,036人の教授、1,372人の教員、19万人の卒業生を有する。

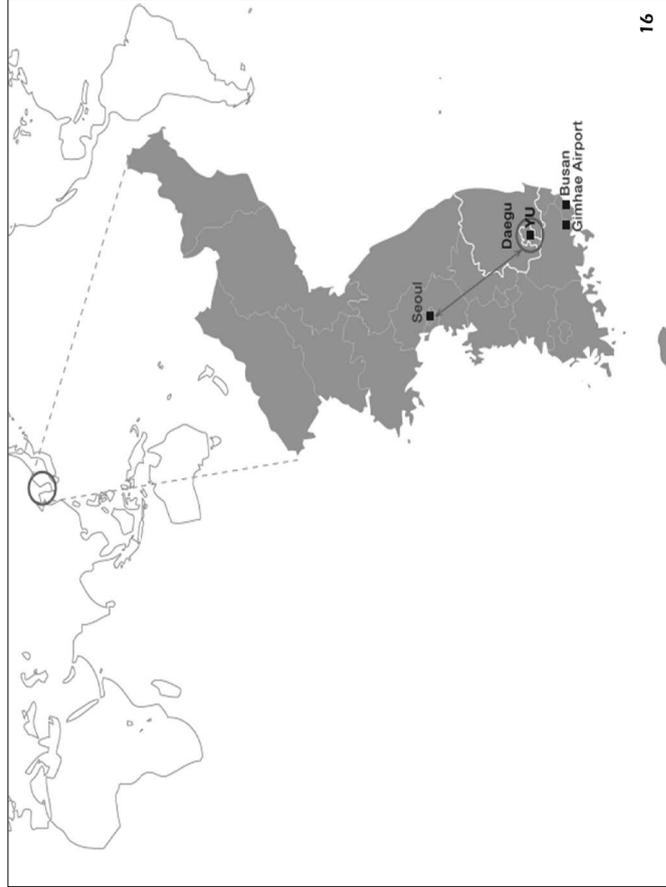
13



14



15



16

3. 嶺南大学のビジョン・目標

3つの目標

- **世界のトップ100大学の仲間入り**
本学は、グローバル化社会・知識基盤社会を先導する、世界一流の大学となる。
本学は、世界のトップ100大学の一つとなり、世界に通用する優秀な人材を養成する。
- **地域に根ざした大学**
本学は、今日の課題に前向きに取り組む、地域社会と対話すること、韓国の産業・社会・文化におけるグローバル化の先頭に立ち、情報発信の基盤となる。
- **融合的・複合的研究のフロンティア**
本学は、融合的・複合的研究を対象に支援制度を整備し、今後10年以内に3つの研究分野でトップ10大学に加わる。

21

3. 嶺南大学のビジョン・目標

7つの戦略

- **教育**：「Y-type」の人材育成
- **研究**：創造的な知識を創出
- **社会貢献**：世界に開かれた大学
- **管理運営**：革新的な大学運営システムの整備
- **財務**：健全な財務状況の維持
- **キャンパス**：「B・E・S・T」キャンパス (B:美しく、E:樂しめて、S:緑豊かな、T:最高のキャンパス)
- 「YU」コミュニティー：誇りある本学のコミュニティー

22

4. 嶺南大学における自己評価の評価指標

- **全学レベルの評価：7分野**
(教育、研究、社会貢献、管理運営、財務、キャンパス、大学構成員に関する事項)
- **学部・学科ごとの評価：4分野**
(運営・改善状況、教育、研究、国際化)
- **事務部門の評価：3分野**
(各事務部門共通の指標、戦略、固有の業務)

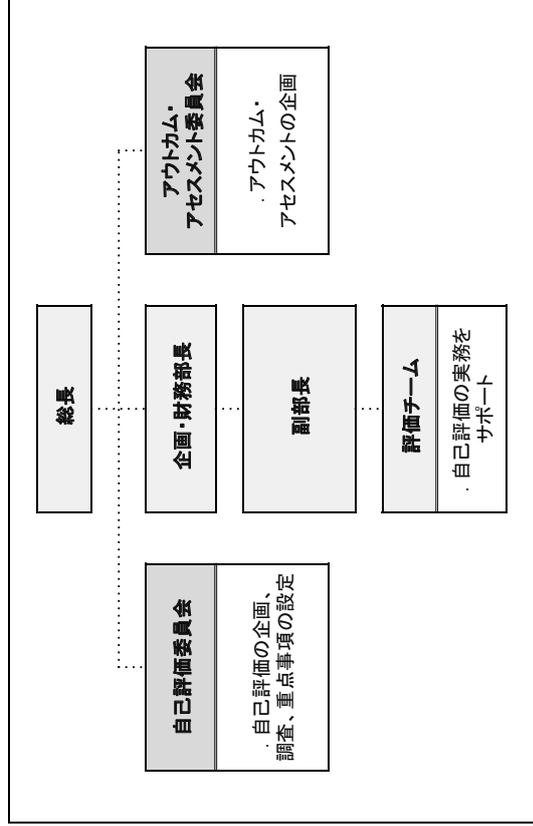
23

5. 自己評価のプロセス

年	目標	計画
2009	導入	<ul style="list-style-type: none"> ・全学自己評価の導入 ・学部・研究科ごとの自己評価に向けた準備
2010	醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・全学自己評価の継続 ・学部・研究科ごとの自己評価の導入 ・事務部門の自己評価に向けた準備
2011	定着	<ul style="list-style-type: none"> ・全学自己評価の本格化 ・学部・研究科ごとの自己評価の継続 ・事務部門の自己評価の導入
2012	評価体制の安定化	<ul style="list-style-type: none"> ・全学自己評価の本格化 ・学部・研究科ごとの自己評価の本格化 ・事務部門の自己評価の継続

24

6. 自己評価の実施体制



25

7. 自己評価結果の活用

A. 全学自己評価

- 教職員や学生における、大学の現状についての認識の向上
- 大学発展計画の実現化に向けた自己評価のデータ
- 大学の競争力強化のための手段
- 大学の発展・運営状況を知るための基礎データの集積

26

7. 自己評価結果の活用

B. 学部・学科ごとの自己評価

- 自己評価結果を15%を上限に学部・研究科への予算配分に反映
- また、教授陣のインセンティブの算定にも活用

27

7. 自己評価結果の活用

C. 事務部門の評価

- 自己評価結果を職員人事評価記録に業績として反映
- また、職員へのインセンティブの算定にも活用

28

8. 嶺南大学の自己評価の今後

- A. 自己評価の対象範囲を段階的に広げていく
- B. アウトカム管理システムや管理情報システム(MIS)のような
コンピューティングシステムの構築・安定化を図っていく
- C. 評価指標の妥当性を引き続き検証していく

29

- Thank you! -

30

CAMPUS Asia ～日中韓の大学間交流と教育の質保証への挑戦～

文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室長
有賀 理

高等教育を取り巻く国際動向

学生のモビリティは、世界的に見ると拡大の一途をたどっている。アジアでは、日中韓三国による「キャンパス・アジア」パイロットプログラムが2011年から開始された。またASEANでは、AUN(ASEAN大学連合)やSEAMEO(東南アジア教育大臣機構)による取組みなど、アジアの中でも学生モビリティが進展している。各国の留学生受入数では、2010年時点で、中国が23.8万人、日本が13.8万人、韓国が8.4万人となっているが、特に中国・韓国は、近年受入数を伸ばしてきている。

また、Times Higher Education「World University Rankings 2012-2013」を一つの指標として見ると、日本の大学も一定の地位を確保しているが、中国や韓国をはじめ、アジアの大学も大きく躍進しており、全体の傾向としてアジア各国の差が縮まってきていると言える。

グローバル人材の育成に向けて

世界的な学生モビリティの増加する中で、日本人の海外留学生数は、2004年の8.2万人をピークに、2009年には6.0万人に減少しているものの、大学の学生交流協定等に基づく日本人の海外留学生数だけを見ると、年々増加している。

こうした海外留学生数の減少は、就職や経済的な問題等、留学におけるリスクを回避したいという理由が考えられる一方で、相対的にリスクの低い学生交流協定等に基づく学生交流数が伸びている現状を見ると、海外留学をプログラム化

していく重要性を認識することができる。こうした背景を踏まえ、文部科学省では、大学教育のグローバル展開力の強化や学生の双方向性の推進に向けた事業を展開し、プログラム化された学生交流を推進しているところである。

「キャンパス・アジア」パイロットプログラムと質の保証

「キャンパス・アジア」は、日中韓三国において質の高い大学間交流を推進するため、日中韓三国の有識者会議である「日中韓大学間交流・連携推進会議」において合意された構想である。同会議では、三国間の学生交流のパイロットプログラムを実施することを決め、ガイドラインの策定や公募条件の整備、三国合同審査を経て、2011年に10プログラム(日中韓三国の大学によるコンソーシアムがプログラムを形成)の交流がスタートした。

「キャンパス・アジア」実施のためには「質保証」と「モニタリング」が重要である。大学間交流を推進していく上では、相互理解を深め、学生が安心して留学し、学習できるということを担保していくことが不可欠である。

「キャンパス・アジア」におけるモニタリングとは、いわゆる評価や監査とは異なり、教育の質の観点からグッドプラクティスを抽出し、大学が参照できるようなガイドラインの作成・共有を図り、学生交流を推進することを目的としている。モニタリングは、「日中韓質保証機関協議会」を基盤に計画を進めており、今後5年間で2回のモニタリングを実施する予定となっている。

「キャンパス・アジア」は今後、ASEANへの拡大も視野に収めている。拡大のためには、今回のパイロットプログラムを通じて、今後の質の高いプログラムの国際展開への示唆を得ていくことであり、モニタリングを実施しながら、学生交流を推進するというパイロットプログラムの役割を果たし、東アジア地域における大学間交流の拡大に結実していくことが重要である。

プロフィール

有賀 理（あるが おさむ）

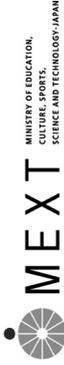
文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室長。
科学技術庁、文部科学省、内閣官房勤務を経て、
2010～2012年に東京工業大学国際部長。
東京工業大学理工学研究科修士課程修了。ミシガン大学にて公共政策学修士、経済学博士を取得。

CAMPUS Asia

～日中韓の大学間交流と教育の質保証への挑戦～

2012年11月22日(木)

NIAD-UE国際セミナー「質保証が支える東アジアの大学間交流」
文部科学省高等教育局高等教育企画課
国際企画室長 有賀 理



MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY, JAPAN

目次

1. 高等教育を取り巻く国際動向
2. グローバル人材の育成
3. CAMPUS Asia

- ① Pilot Program
- ② 質保証とMonitoring



MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY, JAPAN

1. 高等教育を取り巻く国際動向



MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY, JAPAN

世界的な高等教育圏の動向

Student Mobilityの拡大

80万人 1975年
367万人 2009年

米：有力大学が強みを生かして優秀な留学生を引き寄せ一方、連邦政府による質保証の強化（1単位定額化、卒業・就職率情報提供、通信教育の刑罰可厳格化）

◆米国に在学している海外からの留学生数
(出身国・地域別、2010年)
中国 157,558人
インド 103,895人
韓国 73,351人
カナダ 27,546人
台湾 24,818人
オーストラリア 22,704人
日本 21,290人
(資料)IE/Open Doors

◆「欧州高等教育圏」の構築
「エラスムス計画」に基づき、域内の大学間交流を促進
<ボローニャ宣言>
欧州の大学強化を目指し、高等教育の質保証と制度の共通化
(例)共通の単位互換システム(ECTS)の普及
◆欧州域内の交流の促進

◆エラスムス計画による支援(EU域内交流)
学生：213,266人
教員：37,776人
予算額：4億1525万欧元
(2009/10年度)
(資料)THE ERASMUS PROGRAMME 2009/10 A Statistical Overview

「エラスムス・ムンドゥス」
域内外の大学との交流を促進
「チューニング・プロジェクト」
大学主導の学習プログラムレベルの質向上

(資料)IE/Open Doors

アジア：日中韓において、ASEAN等も視野に入れた「キャンパス・アジア」形成中
◆日中韓学生交流の現状
中国 79千人
韓国 45千人
日本 20千人
院生 18千人
学部生 58千人

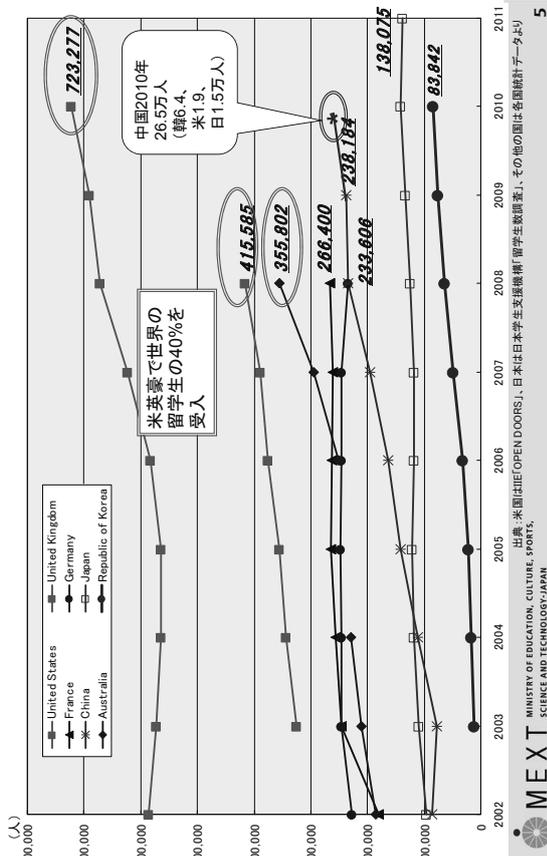
ASEAN+3：2012年11月に第1回 ASEAN+3学長会議を開催

ASEAN：独自に質保証の枠組み
・AUN (ASEAN大学連合)
・SEAMEO (AIMSの取組等)

ユネスコ：「アジア・太平洋地域における高等教育の質保証に関する条約」

ユネスコ/OECD：「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」

各国の留学生受入れ数の推移



MEXT MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

出典：米国はIEU(OPEN DOORS)・日本は日本学生英渡機構「留学生数調査」、その他の国は各国統計データより

日 - 中の大学間交流

●留学生交流 (1) 受入れ (各年5月1日現在一人)

年度	学部	研究	その他	小計	06	07	08	09	10	11
国費留学生	学部	114	98	107	107	107	107	107	96	42
	研究	1,570	1,524	1,719	1,719	1,719	1,719	1,719	1,795	1,601
	その他	86	112	115	115	115	115	115	118	92
私費留学生	学部	1,696	1,794	1,941	1,941	1,941	1,941	1,941	2,009	1,735
	学部	41,984	39,673	38,610	40,227	44,434	44,434	44,434	46,003	46,003
	大学院	14,398	14,732	15,200	17,116	19,539	20,919	19,539	20,919	20,919
合計	学部	16,214	15,122	17,162	19,798	20,191	18,876	18,876	18,876	18,876
	研究	72,596	69,527	70,972	77,141	84,164	85,798	85,798	85,798	85,798
	その他	74,292	71,277	72,766	79,082	86,173	87,533	87,533	87,533	87,533

(2) 派遣

年度	学部	研究	その他	小計	06	07	08	09	10	11
日本政府派遣留学生	82	75	59	234	234	234	234	234	107	107
中国府県奨学金留学生	148	111	108	367	367	367	367	367	110	110

●中国の大学とのダブル・ディグリーを導入している日本の大学数 (2009年度)

区分	国立	公立	私立	計
協定数	1,512	142	1,710	3,364

●中国の大学とのダブル・ディグリーを導入している日本の大学数 (2009年度)

区分	国立	公立	私立	計
協定数	1,512	142	1,710	3,364

MEXT MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

日 - 韓の大学間交流

●留学生交流 (1) 受入れ (各年5月1日現在一人)

年度	学部	研究	その他	小計	06	07	08	09	10	11
国費留学生	学部	212	231	230	249	265	255	255	255	255
	研究	636	601	627	658	658	658	658	658	658
	その他	108	113	99	104	104	104	104	104	73
私費留学生	学部	956	976	930	973	1,027	923	923	923	923
	学部	7,127	7,835	8,904	10,131	11,167	10,348	10,348	10,348	10,348
	大学院	2,982	2,989	2,991	2,966	3,061	2,974	2,974	2,974	2,974
合計	学部	4,909	5,474	6,037	5,535	4,947	3,995	3,995	3,995	3,995
	研究	15,018	16,298	17,932	18,632	19,175	16,717	16,717	16,717	16,717
	その他	15,974	17,274	18,862	19,605	20,202	17,640	17,640	17,640	17,640

(2) 派遣

年度	学部	研究	その他	小計	06	07	08	09	10	11
日本政府派遣留学生	41	60	42	121	121	121	121	121	47	47
韓国政府派遣留学生	11	26	31	20	20	20	20	20	7	7

●韓国とのダブル・ディグリーを導入している日本の大学数 (2009年度)

区分	国立	公立	私立	計
協定数	803	90	999	1,892

●韓国とのダブル・ディグリーを導入している日本の大学数 (2009年度)

区分	国立	公立	私立	計
協定数	803	90	999	1,892

MEXT MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

Times Higher Education World University Rankings 2012-13

【TOP10】

大学名	2012年度	2011年度	2010年度
東京大学	27	30	26
京都大学	54	52	57
東京工業大学	128	108	112
東北大学	137	120	132
大阪大学	147	119	130

THE誌による分析(2012.10.3)

"Asia's high-flyers challenge Western supremacy"

RELATIVE MEASURES: THE RISE AND FALL OF GREAT POWERS



※アジアの大学で200位以内へ掲載されているのは21大学(前年20の大学)。日本の大学が5大学(前年5)、香港4大学(前年4)、韓国4大学(前年3)、イスラエル3大学(前年2)、中国2大学(前年3)、シンガポール2大学(前年2)、台湾1大学(前年1)、(地域分類はTHEによる)

※THEのアンソニー・ローター社と提携し、教育(30%)、論文引用(30%)、研究(30%)、国際化(7.5%)、産学連携(2.5%)に関する13の指標を用いて評価している。

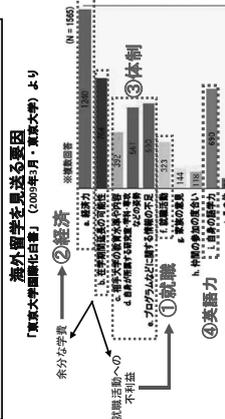
(参照) <http://www.timeshighereducation.co.uk/world-university-rankings/>

2. グローバル人材の育成

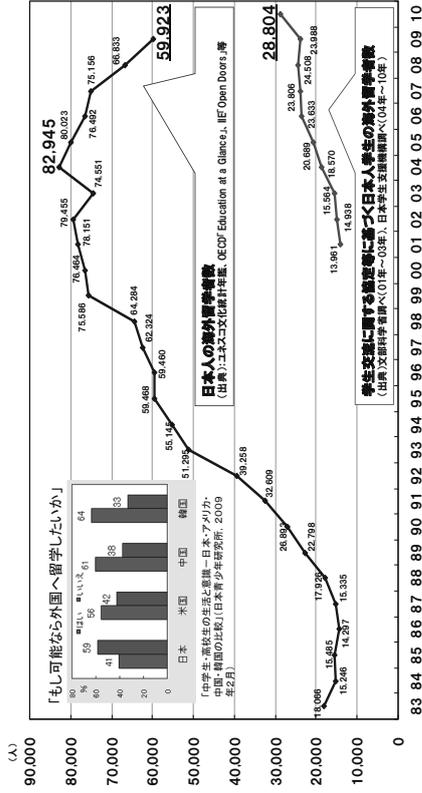
- 日本人学生の留学に関する主な障害として、①就職、②経済、③大学の体制に関することが挙げられている。

※国立大学国際交流委員会留学制度の改善に関するワーキンググループが、各国立大学に対して留学制度の改善に関するアンケートを実施。
※調査項目には①が大学が回答。
※平成19年1月

- 東京大学の学生を対象とした調査等においても、これらが障害となっていることが裏付けられている。



日本人留学生の減少傾向



日本人学生の留学に関する主な障害

理由	件数	比率
① 就職	59	67.8%
② 経済	42	48.3%
③ 体制	32	36.8%
④ 英語力	23	26.4%
その他	21	24.1%
⑤ 費用が高いため(費用がかかるから)	9	10.3%
⑥ 留学したいと思わない理由	7	8.0%
⑦ 海外生活に不安、日本で勉強できれば十分、そもそも留学を考えたことがない	3	3.4%
⑧ 希望する留学タイプ	27	31.0%

- ◇ 留学したいと思う理由
 - 1位: 自分の視野や考え方を広げたい (75%)
 - 2位: 英語(外国語)で会話ができるようになりたい (74.1%)
 - 6位: 就職の時に役立つ (34.6%)
 - ◇ 留学したいと思わない理由
 - 1位: 費用が高いため(費用がかかるから) (47.9%)
 - 2位: 英語(外国語)が苦手だから (44.3%)
 - 3-5位: 海外生活に不安、日本で勉強できれば十分、そもそも留学を考えたことがない (各29%台)
 - ◇ 希望する留学タイプ
 - 1位: 3年~1年未満
 - 2位: 長期休暇を利用
 - 3位: 1年以上滞在
- 2011年7月リクルート社が実施した「海外留学に関する調査」より、有効回答数(10,882) (高校生は選考選考に関する調査より、有効回答数(10,882))

変化の兆し?

- 6/5 日経新聞
- 「20代技術者、高い海外志向」
- ・ 技術者派遣最大手メイテックが昨年12月に企業で働く技術者1000人を対象に実施した調査。
 - ・ 海外で働く意向は全体の3割、20~29歳が約51%と年代別に見ると、若い世代の海外志向が顕著。
 - ・ 全年代を通じて身につけたスキルは「英語」が最多、2位の「語学力」と合わせる動きが顕著。
 - ・ 多くの国内企業がグローバルな事業展開に通用する人材を求めている環境を色濃く反映。
- 6/4 読売新聞
- 「高校留学支援、応募が殺到…都教委「リターナー育成道場」」
- ・ 都教委が今年度から開始する「次世代リターナー育成道場」に、150人定員に642人と4倍以上の申込。
 - ・ 留学には年間300~400万円必要など、自己負担は25~85万円。
 - ・ 3ヶ月以上留学した都立高校生は、1990年度の577人が2010年度は87人まで減っていたが、都教委も驚き。
 - ・ 今年度から9年間で都立高校生3千人を海外へ送り出す計画で、服飾、料理などの留学生を支援していく。

- 9/28 朝日新聞
- 「国内向き? 留学増加の兆し」
- ・ 留学支援団体への申込みが増え、ベネッセ海外進学サポートセンターがこの夏主催した3回のセミナーには184名が参加。
 - ・ 留学志願者の減少はここに来て、底を打つたという声がある。ベネッセコーポレーショングローバル事業推進ユニット長。
 - ・ 同センターでカウンセリングを受けるなどして留学した高校生は昨年25人だったが、今年は138人と一気に5倍以上に増えた。
 - ・ 高校生の交換留学を進めるAFS日本協会の年間派遣プログラム応募者は、07年368人を底に増え始め、11年は724人と急進。
- 5/29 The New York Times
- 「Young and Global Need Not Apply in Japan」
- ・ 日本の企業は、海外で教育を受けた若者の競争に勝てていない。
 - ・ 日本の企業は海外の優秀人材を選ばずおり、マインドセットを変えないといけない。
 - ・ Advice to returnees: don't be too assertive or ask too many questions...

グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流

1. 大学教育のグローバル展開力の強化 平成25年度概算要求額 113億円(平成24年度予算額103億円)

大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 25年度概算要求額 23億円 170,301千円×13校 【主な内容】 > 英語で学位が取得できるコースの整備 > 留学生受け入れのための環境整備 > 海外大学共同利用事務所の整備 > 国際化に積極的な大学との大学間ネットワークの形成 > 産業界との連携等 留学生受入環境の強化	グローバル人材育成推進事業 26年度概算要求額 45億円 179,559千円×10校、69,550千円×30校 【主な内容】 > グローバル人材として求められる能力を育成するための取組 - 国際機関、グローバル企業や海外企業におけるインターンシップ等を含む実践型グローバル人材育成プログラムの開発等 > 教員のグローバル教育力の向上の取組 学生の海外学習経験の増加 > 日本人学生の留学を促進するための環境整備 > 語学力を向上させるための入学時から卒業時までの一貫的な取組
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

大学の世界展開力強化事業 25年度概算要求額 44億円(9.5重点事業 21億円) 国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力の強化を旨とし、高等教育の質の保証を固めながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行うアジア・米国・欧州等の大学との国際教育連携の取組を支援。 ◆ 「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援 (22校) 1,832,022千円×4校、(23校) 1,414,072千円×10校 ◆ 東南等との協力的な教育連携支援 (23校) 1,541,072千円×12校 ◆ ASEAN圏圏等との大学間交流形成支援 (23校) 1,541,072千円×3校、(24校) 1,037,792千円×10校 ※) 上記のほか、高等教育国際連携・質保証推進経費(新規) 50,000千円を重点要求	海外との協力的な教育連携支援(新規) (25) 新規) 745,000千円【重点要求】 ◆ 海外専門学校のグローバル展開(新規) (25) 新規) 745,000千円【重点要求】
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 学生の双方向交流の推進 ◆ 海外での情報提供及び支援の一体的な実施 (472百万円) ◆ 日本人学生の海外交流の推進 (5,409百万円) - 日本人学生の海外派遣と留学生短期受入れを一体とした交流事業 長期派遣分(1年以上) 200人 → 100,000人(1,620人増) 短期派遣分(1年内) 6,580人 → 10,000人(1,620人増) ※) 前年度比 1,520人増 (参考) 日本学生生活協会の調査(単位別) 24年度 248名、25年度 248名、5094人、5,663人	留学生の受入れ環境の充実 (30,286百万円) ・ 国教外国人留学生制度 11,006人 ・ 文部科学省外国人留学生学習奨励費 10,100人等
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

Collective Action for Mobility Program of University Students in Asia

日中韓大学間交流・連携推進会議の設置について

- 趣旨**
 第2回日中韓サミット(平成21年10月10日)における合意を踏まえ、日本、中国、韓国の大学の間で、質の保証を伴った大学間交流を推進するために必要な方策について審議するため、「日中韓大学間交流・連携推進会議」を設置する。
- 審議事項**
 - 各国の公的な質保証システムに関する情報の共有に関する事項
 - 各国の大学における単位互換、成績評価、シラバスの可視化、学位プログラムの体系化等、質の保証を伴った大学間交流の基盤となる課題に関する事項
 - パイロットプログラムの実施と支援方策
 - 各国間における質の保証を伴った大学間交流の枠組みに関する事項
 - 各国の大学における教育活動及び評価活動等に関する情報の共有や発信の在り方に関する事項
- 会議の開催**
 委員により、上記2に掲げる事項について意見を伺うとともに、適宜意見をとりまとめるものとする。各国委員より1名の議長を選出し、共同議長とする。
- 議事進行**
 各会議の議事進行については、開催国の議長が担うものとする。

経緯

- 平成21年10月10日 第2回日中韓サミット(於北京)**
 今後の人との協力として大学間交流の重要性について日本側から提起。三国の大学間で単位の互換や交流プログラムなどの質の高い交流を行うための有識者会議の設置等を提案し、中韓が賛同。
- 平成22年4月16日 第1回日中韓大学間交流・連携推進会議(於東京)**
 各国の政府、大学、質保証機関、産業界等から成る有識者委員により、日中韓の大学間交流の構想名称を「CAMPUS Asia」(キャンパス・アジア)とすること等と合意。
 (* Collective Action for Mobility Program of University Students in Asia)
- 平成22年12月10日 第2回日中韓大学間交流・連携推進会議(於北京)**
 大学間交流を促進するための単位互換や成績評価等に関する3国間のガイドライン(以下ガイドライン)及びパイロットプログラムの平成23年早期の開始に合意。
- 平成23年5月17日 第3回日中韓大学間交流・連携推進会議(於済州)**
 ガイドラインの最終確定及びパイロットプログラムの共同公表の議定(毎年各国が最大100名のプログラム留学生受入れに係る財政支援を行う等)に合意。またガイドラインでは、3国の政府、大学、質保証機関それぞれに求められる役割を明確化し、公表。
 ・ 政府: 質保証の枠組の整備、大学・質保証機関への支援
 ・ 大学: 内部質保証の仕組み整備、交流プログラムの実施
 ・ 質保証機関: 国を超えた情報共有、共同の評価指標
- 平成23年11月11日 パイロットプログラムの確定・発表**
 各国の一次審査及び3国による二次(合同)審査を経て、51プログラム中、10プログラムを確定、発表。
- 平成25年中 第4回会議(於東京)において、今後のキャンパス・アジアの方向性を協議予定。

「日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン」の概要

*ガイドライン全文： http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ushihui/1303468.htm

本ガイドラインは、第2回日中韓大学間交流・連携推進会議（於北京）において大筋で合意し、第3回会議（於済州）において最終確認されたもの。

1. 本ガイドラインを通じて示すべき交流の基本像

- 大学、政府、質保証機関、及び産業界等の関係者が、単位互換や成績評価を伴う協同教育の実施に当たって努力すべき事項を明記し、提供される学位及び教育の質を保証し、ひいては国内外の高等教育の質の保証及び更なる向上につなげる。
- 大学制度は、各国において個性と特徴を持っていることから、ガイドラインの作成は、各国の大学制度や大学教員の在り方を拘束するものではないことに留意する。同じく大学間交流は、各大学の自主的な方針と取組が前提であり、ガイドラインが各大学の教育や交流の内容・方法を拘束するものではないことにも留意する。

2. 留意すべきポイント

- 各国におけるそれぞれの責任に基づき、大学、政府、質保証機関、及び産業界を含むその他の関係主体に対して、以下の措置をとるよう要請。

<政府>

- 包括的で公正かつ一貫性、透明性ある質保証の枠組みづくり
- 関係大学の交流プログラム参加促進
- 質保証機関の活動支援

<大学>

- 内部質保証システムの構築
- 交流プログラムの効果的実施
- 学生に対する良好なサービスの提供

<質保証機関>

- 手続の明確化と可視化
- 共同指標や相互評価の検討
- スタッフの評価活動に関する資質の向上（キヤンパリアティビティ等）

<その他関係主体>

- 三カ国の交流の意義に対する理解

17

第3回日中韓大学間交流・連携推進会議合意事項

（パイロットプログラムに関する該当部分抜粋）

2 Pilot Program
CAMPUS Asia shall be initiated through a pilot program, after which exchange programs of different types and levels shall be developed and the pilot program shall be expanded to other countries. The pilot program shall be implemented by the China-Japan Committee (10.12, Beijing), the 3 countries, working groups have continuously discussed and established principles for the implementation of the pilot program as follows. These principles were confirmed at the 3rd Committee.

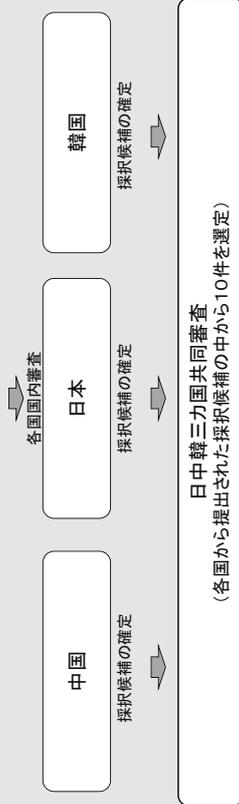
1. Exchange Subjects : Undergraduates and Graduates of Korea, China, Japan Universities
2. Participating Unit : A consortium by the universities of the 3 countries
* Eligibility for Participation: Domestic national, public and private universities of the participating universities.
* Application shall be made at the level of departments or colleges and submitted through the participating universities.
3. One university may participate in several consortiums or multiple universities from one country may participate in one KCJ consortium.
4. Style and field of exchange projects : To be decided by each consortium autonomously, but it is recommended that the exchange period for students be 1 year as the main form and no less than 3 months during the pilot stage.
5. Number of students to be exchanged : Each country will support the mobility of 100 students per year (for a 1 year exchange basis) to and from the other two countries during the pilot stage. It is recommended that each country have an equal number of exchange students, and each university shall send and receive equal number of students.
The number of students privately funded or funded by their own university is not included in the above number (100). Each consortium can accept those students at their discretion if they are qualified enough for the program.
6. Pilot Program's Duration : 3-5 years.
* The countries will evaluate jointly the progress of projects every two year. For example, for 3 year projects, interim evaluation in 2015, 2017, 2019, and final evaluation in 2020. Financial support may be reduced or terminated for projects with poor progress.
7. Number of consortiums to be selected : about 10 consortiums
8. Selection of the project : 2nd stage (Each country's autonomous evaluations)
9. Language : To be decided by each consortium autonomously.
10. Support to Universities : To be decided by each government autonomously.
11. Support to Students : To be decided by each government autonomously.
* However, each consortium can additionally accept fee-paying students as their discretion.
Government Support: It is strongly recommended that the receiving country provide maximum 100 (1 year basis) inbound students by principle with the minimum support level on par with its government-funded scholarship students.
Support for airfare will be decided autonomously by the home country (student-sending country), while all other costs, including accommodation and housing, will be covered by the host countries (student-receiving country).

18

「CAMPUS Asia pilot program」 審査の流れ

平成23年5月 第3回日中韓大学間交流・連携推進会議
(ガイドラインの最終確定及びパイロットプログラムの共同公募に関する諸条件に合意)

平成23年7月 パイロットプログラムの申請締切
(申請件数 51件)



List of "Campus Asia pilot program"

Japan	China	Korea	Name of Project
東京大学	北京大学	ソウル大学校	公共政策・国際関係分野におけるBESETOダブル・ディグリー・マスタープログラム
東京工業大学	清華大学	KAIST	日中韓先進科学技術大学教育環
一橋大学	北京大学	ソウル大学校	アジア・ビジネスリーダー・プログラム
政策研究大学院大学	清華大学	韓国開発研究院	北東アジア地域における政策研究コンソーシアム
名古屋大学*	中国人民大学	成均館大学校	東アジア「ユース・コミュニティー(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体的人材育成
名古屋大学	清華大学	ソウル大学校	持続的社會に貢献する化学・材料分野のアジア先端協働教育拠点の形成
東北大学	上海交通大學	浦項工科大学校	東アジアにおけるレスク・マネジメント専門家養成プログラム
神戸大学	復旦大学	高麗大学校	東アジアの共通善を具現する深い教養に裏打ちされた中核的人材育成プログラム
岡山大学	吉林大学	成均館大学校	エネルギー環境理工学グローバル人材育成のため
九州大学	上海交通大學	釜山大学校	東アジア次世代人文系リーダー養成のための、日中韓共同運営「ライオンキング」キャンパス
立命館大学	広東外語外貿大学	東西大学校	

(注)日本の大学名における「印」は、代表申請大学を示す。

21



MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY/JAPAN

CAMPUS Asia 採択プログラム(概要)

注:プログラムの交流期間は主なもの。

大学名:東京工業大学
連携大学:北京大学(中国)、ソウル大学校(韓国)
構想名:公共政策・国際関係分野におけるBESETOダブル・ディグリー・マスタープログラム
***BESETO=Being Seoul, Tokyoの略**
交流規模:77名(平成27年度)
交流期間:1年間
概 要:公共政策・国際関係分野において世界的に競争力のあるキャンパス連合を形成し、多文化的な視点を持つ次世代のアジアのリーダーを育成。三國大学間の交流促進およびダブル・ディグリー・プログラムをつくり、革新的な教育方法・学習を推進。

大学名:九州大学
連携大学:上海交通大學(中国)、釜山大学校(韓国)
構想名:エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラム
交流規模:30名(平成27年度)
交流期間:1セメスター
概 要:エネルギー問題及び環境問題に関する科学技術(エネルギー環境理工学)分野において、深い専門性とその国際的な応用展開能力を備えたグローバルに活躍できる高度研究・技術者を育成。3大学のカリキュラムと、エネルギー環境理工学プログラムを参照し、第一的承認を通じた教育を実施。ダブル・ディグリー制度等のより高度な大学協働教育プログラムを共同開発・実施。

大学名:名古屋大学
連携大学:中国人民大学(中国)、清華大学(中国)、上海交通大學(中国)、成均館大学校(韓国)、ソウル大学校(韓国)
構想名:東アジア「ユース・コミュニティー(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体的人材育成
交流規模:30名(平成27年度)
交流期間:1年間
概 要:欧米の「法のグローバル・スタンダード」を理解した上で、東アジア「ユース・コミュニティー(共通法)形成にむけた人材形成を行う。学部学生を中心とした単位協働授業を前提に、①東アジアにおける法情報の交換、②アジア法・法整備支援の共同形成、③法曹養成と法科大学院のスタンダード化等を実施。

23

Campus Asia 交流学生数

Name of University	Direction	Plan at Application					
		2011	2012	2013	2014	2015	Total
東京大学	Outbound	0	5	15	22	29	71
	Inbound	0	0	10	20	24	76
東京工業大学	Outbound	0	0	10	10	10	40
	Inbound	0	0	10	10	10	40
一橋大学	Outbound	1	1	16	16	16	65
	Inbound	0	1	26	26	26	105
政策研究大学院大学	Outbound	16	0	10	20	20	70
	Inbound	0	0	10	20	20	70
名古屋大学(法学)	Outbound	11	10	28	38	38	152
	Inbound	0	0	28	38	38	142
名古屋大学(化学)	Outbound	0	0	8	12	12	44
	Inbound	1	0	8	12	12	44
神戸大学	Outbound	1	1	6	17	19	61
	Inbound	0	0	6	18	19	63
岡山大学	Outbound	19	0	69	69	69	276
	Inbound	12	0	67	67	67	268
九州大学	Outbound	0	0	18	32	14	49
	Inbound	20	0	8	12	59	14
立命館大学	Outbound	20	30	40	40	40	180
	Inbound	0	0	60	65	65	245
Total	Outbound	68	42	210	269	292	1,072
	Inbound	33	1	233	288	338	1,146

22

大学名:東京工業大学
連携大学:清華大学(中国)、KAIST(韓国)
構想名:日中韓先進科学技術大学教育環
交流規模:27名(平成27年度)
交流期間:6カ月
概 要:国際的な環境分野の研究を重視した教育プログラム。学生に対する国際的なキャリア形成に向けた動機づけを目的として、科目履修や研究室での実務を中心に互に「国際協働教育プログラム」として進められた科学技術の職業を得つグローバル人材の育成を目的として、東工大の専攻が英語で学生に別し研究授業を行う。大学院院際研究重点型教育プログラムにより構成。

大学名:一橋大学
連携大学:北京大学(中国)、ソウル大学校(韓国)
構想名:アジア・ビジネスリーダー・プログラム
交流規模:18名(平成27年度)
交流期間:1年間
概 要:東アジアに選したビジネスモデルとリーダーシップのスタイルについて、日韓の両者の将来のビジネスリーダーを教育するためのカリキュラムを編成し、教育の質に関する共通の基準(学生の評価、カリキュラムの評価、3大学の間の単位認定に関する基準)を作成。アジア企業の高卒のための人材を育成。

大学名:政策研究大学院大学
連携大学:清華大学(中国)、韓国開発研究院(韓国)
構想名:北東アジア地域における政策研究コンソーシアム
交流規模:30名(平成27年度)
交流期間:1年間
概 要:本学、ソウル大学のダブル・ディグリーや単位互換制度を利用した交流。3大学とも政府機関、民間企業の中核的かつキャリア職員を学生として受け入れられており、社会科学を中心とした「国際水準の公共政策」を共有。学生同士が同じ科学的な共通性を共有し、相互信頼できるネットワークを形成。日韓の政策立案・管理運営能力の高度化と、アジアと世界の知能ネットワークハブを形成。



MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY/JAPAN

大学名: 名古園大学、東北大学
連携大学: 南京大学(中国)、上海交通大学(中国)、ソウル大学校(韓国)、浦項工科大学校(韓国)
構想名: 持続的社會に貢献する化学・材料分野のアジア先端協働教育拠点の形成
交流規模: 30名(平成27年度)
交流期間: 6カ月
概 要: 化学・材料教育のアジアにおける連携拠点形成を目的として、世界トップレベルの化学系分野を有する3大学の高い研究、教育ポテンシャルを相互に活用し、学生や教員の交換等を通じて世界的な協働教育拠点を形成。他国の研究施設に一時所属して研究実習と授業を受け単位互換を行なうほか、公開シンポジウムや東中合同セミナーの実施、ネットワークの構築等を通じて拠点形成。

大学名: 神戸大学
連携大学: 復旦大学(中国)、高麗大学校(韓国)
構想名: 東アジアにおけるリスク・マネジメント専門家養成プログラム
交流規模: 48名(平成27年度)
交流期間: 1年間
概 要: グローバル化の進む中、迎撃諸国との密接な協力の下、災害時の被害防止に向けた迅速な活動に取組むグローバル人材養成が急務。東アジア地域のみならず、世界レベルで活躍するリスク・マネジメント専門家の養成に向けた高い協働教育を展開。

大学名: 岡山大学
連携大学: 吉林大学(中国)、成均館大学校(韓国)
構想名: 東アジアの共通善を実現する深い教養に裏打ちされた中核的人材育成プログラム
交流規模: 30名(平成27年度)
交流期間: 6カ月から1年間
概 要: 単位互換、共通授業、ダブルディグリー、ジョイントディグリー等を整備し、学部学生から大学院生までで共同で教育。3校が東アジアにおける深い教養に裏打ちされた共通善の涵養、地域社会を担う人材育成、人材交流ネットワークの拠点となることを目指す。

大学名: 立命館大学
連携大学: 広東外語外貿大学(中国)、東西大学校(韓国)
構想名: 東アジア次世代人文学リーダー養成のための、日中韓共同運営トライアングルクampus
交流規模: 60名(平成27年度)
交流期間: 3カ月
概 要: 日中韓を2年間巡回する移動型キャンパスを核とし、インターシップ、通問システム等を利用した学部4年制(七修士養成学制)の次世代人文学を養成。日中韓の高度な言語能力と人文学への深い理解を有し、同地域の諸問題を人文学的視点から洞察できる東アジア次世代リーダーを養成。

② 質保証とMonitoring

なぜ質保証か？

- ✓ 東アジア地域における大学間交流の意義の高まり
- ✓ 一方で、各国の高等教育制度の相違、また、個々の大学においても単位制度など大学にかかわる基本的な制度においても多様性が存在
- ✓ 様々な違い、多様な特色を認め合いながら、大学間交流を促進するためには、そこで提供される教育の「質保証」が重要
- ✓ 「質保証」により、大学が安心して交流活動を実施できるとともに、ディグリー・ミルの防止や、学生の流動性が高まる中で不利益を被ることなく、正當に教育の成果を評価できるようになることが期待できる



Monitoringとは Monitoring = モニタリング = 成功の鍵

- ✓ 国境を越えた教育(大学間交流プログラム)の質保証を試行するもの。
- ✓ 教育プログラムの展開に係るPDCA。Not 評価、Not 監査。
- ✓ 試行を通じて
 - ①教育の質の観点からのGood Practiceを把握・抽出し、広く周知（事例集の作成やシンポジウムの開催等）
 - ②CAMPUS Asiaに参加する大学が参照する基準作り
 - ③質保証機関向けの質保証に関する共同ガイドラインを作成

Monitoringの実施体制

- ✓ 日中韓質保証機関協議会が運営を担当
 - 日本：大学評価・学位授与機構(NIAD-UE)
 - 中国：教育部高等教育学術評価センター(HEEC)
 - 韓国：大学教育協議会(KCUE)
- ✓ 5年間で2回のモニタリングを実施
- ✓ 1回目は、各国質保証機関が個別にモニタリングを実施し、その結果を持ちより相互比較・分析。(2回目は、共同実施又は1回目の結果を踏まえた共同ガイドラインに基づく分担実施などの方法を検討。)
- ✓ 日本においては、Campus Asia採択大学の連絡協議会と一体化するなど、密接な関係により展開する予定
 - モニタリングの方法も、協議の上で今後具体化

日中韓の質保証機関の連携

- 「日中韓大学間交流・連携推進会議」では、これまでWG1(共同プログラム)とWG2(質保証)を設置してCAMPUS Asiaプログラムを検討
- 並行して、「日中韓質保証機関協議会」が2010年に組織され、質保証の連携方策を検討
- 日中韓質保証機関協議会より、CAMPUS Asiaのモニタリングを共同プログラムの質保証の試行として実施することを提案

<参考>

日中韓質保証機関協議会
日中韓およびアジアにおける質保証に関する相互理解を促進し、日中韓の質保証機関が情報共有・質保証のガイドライン作成、人材交流の促進、連携を通じて質保証を促すための交流を促進すること、また、キャンパス・アジア構想を推進するために日中韓大学間交流・連携推進会議に設置された「質保証・キャンパス・アジア」を推進しながら、日中韓三国の質保証機関間の実質的な連携を図ることを目的に、大学評価・学位授与機構、中国教育部高等教育学術評価センター(HEEC)、韓国大学教育協議会(KCUE)により2010年3月に発足

独立行政法人大学評価・学位授与機構 (NIAD-UE)
平成3年7月に学位授与機構として設置。平成12年に大学評価・学位授与機構と統合したのを経て、平成16年度より、全ての大学・短期大学、高等専門学校を対象とした認証評価を実施。このほか、文科科学省の国立大学法人評価委員会との連携に基づき実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中間評価期間における教育研究の状況の評価や、一定の要件を満たす者への学位授与事業等を実施。

中国教育部高等教育学術評価センター (Higher Education Evaluation Center of the Ministry of Education)
2004年設立された教育部の外局組織。教育部制定の方針及び評価指標体系に基づいた高等教育機関別評価を実施するほか、高等教育の教学改革とその評価に関する政策、法規と理論の研究を推進。

韓国大学教育協議会 (Korean Council for University Education)
1984年に設置された、4年制大学の学長を主な構成メンバーとする大学団体。大学の認証評価のほか、大学教育に関する研究開発、教職員の研修等を実施。2011年からは、韓国で多くの学生が入学試験等に受験する「大学修学能力試験」を運営実施予定。

質保証協議会の体制

Project Group 1

三国の質保証システムに関する相互理解 (主査:HEEC)

Project Group 2

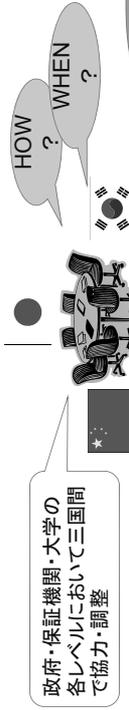
国際的な教育の質保証における連携
: CAMPUS Asiaのモニタリングの開発実施等 (主査:NIAD-UE)

Project Group 3

評価者等の人材交流 (主査:KCUE)

拡大

- ASEANへの拡張視野は、三国の合意事項 (H22年5月第3回日中韓サミット)
- 第5回日中韓サミット共同宣言(H24年5月): パイロット・プログラムの歓迎と成功の期待、それを通じてのプログラムの規模と範囲のさらなる拡大奨励



質保証

- 10のパイロット・プログラムの経験から得た知見の活用
 - 質保証機関の機能強化を図るとともに、アジアにおける高等教育の質保証に関するセンターを設置し、ASEAN+3各国と共に、これまでの各国における質保証のための取り組みやキャンパス・アジアなどの経験や成果を共有など、積極的に貢献
- 【質保証センターの取組】
- 学生交流の検証による優良事例および課題の抽出
 - アジア共通に活用できる質保証基準の策定
 - 質保証のための評価を行う評価人材の育成
 - 各国の高等教育情報の把握と我が国の情報収集の促進発信 等

CAMPUS Asia 今後の展開

Thank you for your attention!

ご清聴、ありがとうございました。

E-mail:

Global@mext.go.jp

Website:

<http://www.mext.go.jp/english/highered/1326670.htm>

「キャンパス・アジア」プログラムの紹介① 東京工業大学 「日中韓先進科学技術大学教育環」

東京工業大学 大学マネジメントセンター教授
遠藤 悟

東京工業大学における展開カプログラム

東京工業大学は、文部科学省による「大学の世界展開力強化事業」に2つのプログラムが採択されており、それらを総称して、「TIERプログラム」として実施している。

2つのプログラムとは、キャンパス・アジア中核拠点形成支援における「日中韓先進科学技術大学教育環」と、米国大学等との協働教育の創成支援における「グローバル理工系リーダー養成協働ネットワーク(TiROP)」である。TIERプログラムには、米国の10大学、欧州の「IDEAリーグ」加盟大学、本学が主導する「ASPIRE」リーグ加盟のアジア5大学が参加している。そのうち、日中韓各国からの1大学(日本:東京工業大学、中国:清華大学、韓国:KAIST)が、キャンパス・アジアプログラム参加大学である。

TIERプログラムの特徴は、「研究重視」の教育プログラムであること、「全学(全学部、研究科)対象」に実施していること、参加各大学が持つ「高い質保証システム」に基づいていることが挙げられる。

キャンパス・アジアプログラムの特徴

東京工業大学のキャンパス・アジアプログラムは、従来より緊密な学生交流協定を持ち、研究面でも近い関係であった、理工系3大学の副学長主導により立案されたものである。プログラムの内容は大きく、サマープログラム、セメスター単位の科目履修や研究室での実験等のプログ

ラム、大学院課程研究重視型教育プログラムで構成される。サマープログラムについては、2012年の6~8月に実施した。学部生を含むすべての参加学生が研究室に所属し、担当教員の指導を受けたほか、4週間の科目履修も行った。

また、東京工業大学は清華大学と2004年より合同学位プログラムを実施しており、KAISTとも実現に向けて協議中である。

質保証への取組み

TIERプログラムで培った質保証のノウハウが、他大学でも普遍的に用いられることを目指している。そのために、学習・研究成果認定のための大学間共通のツール開発や、ひとりの学生に対する双方の大学の教員による共同指導、各大学の教育制度の相違を越えた共通の質保証への取組みを目標としている。このうち、「修学・研究計画書」(Study and Research Plan/ Record)は、欧州で用いられているラーニングアグリーメントに加えて、研究活動に関する記述欄を設けたという特徴をもつツールである。学生が研究活動も含めて修学計画を立案し、双方の指導教員による同意を得ることが必要な、計画の実現性も求めた内容となっている。

また、質保証への取組みとして、キャンパス・アジアおよびTiROPプログラムでは、受入学生に対する調査を行っている。修了時アンケートに加えて、連携大学間の単位認定や、研究・経験の有効性等も調査している。こうした調査に加え、プログラムの開始前から継続的に行ってきた、連

携大学間の履修・学位等に関連する規則の調査の結果も付け合わせながら、理工系分野における質の保証を伴った研究成果の認定の手順や方策の検討を進めている。

調査結果を通じて、日中韓3国が共通の基盤を持ち、類似のシステムを採用している点(単位制度等)や、学部学生に対して研究機会を提供することで、TIERプログラム参加学生の価値が高まることなどが、プログラム実施のメリットとして明らかとなった。

一方で、課題も浮かび上がっている。例えば、教育理念・制度の細かな相違による、単位認定における考え方の違いがある。これは、大学や研究科レベルにおいて、独自のカリキュラム・学位の価値を定めていることが要因にある。この問題の解決のためには、共同プログラムの経験を蓄積していくことが必要である。

研究成果の評価にも考え方の相違があり、相手大学の事情を調査している。合同学位プログラムの発展には、学位授与の制度的な相違を理解し、さらに十分に検討を図ることが不可欠である。

カリキュラムや学位に対する考え方のなかには、特に米欧において、自大学のみで充足する質の高いカリキュラムを構築している大学がある。自大学と同じ価値でなければ、他大学の単位を認定しないというスタンスである。換言すれば、安易な単位認定は質の低下をもたらす恐れがあるという認識である。しかし、こうした大学も、研究中心の学生交流には積極的であり、海外での研究経験を積めるような、柔軟なカリキュラムを理想とする点は共通である。こうした点を踏まえながら、東京工業大学においても質の高い形での単位認定・研究評価を目指している。

キャンパス・アジアでの経験が、米欧や他のアジアの大学との連携にも波及していくことが期待される。学部の時点から研究に取り組むという共通の枠組みは、早期から学生の意欲を高め、優

れた研究者・専門家の育成に結び付いていくものと信じている。

プロフィール

遠藤 悟 (えんどう さとる)

東京工業大学大学マネジメントセンター教授。
1981年より2009年まで日本学術振興会勤務。
2009年より現職。2010年より文部科学省科学技術政策研究所客員研究官を兼務。
所属学会は、研究・技術計画学会。科学技術社会論学会、日本高等教育学会。

NIAD-UE国際セミナー 質保証が支える東アジアの大学間交流

「キャンパス・アジア」プログラムの紹介① 日中韓先進科学技術大学教育環

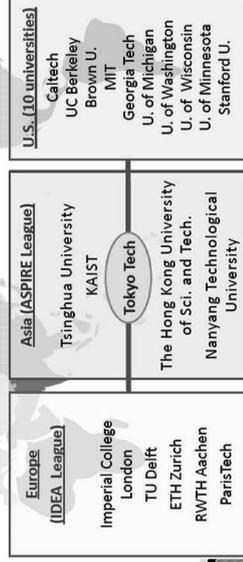
東京工業大学

報告者：東京工業大学 大学マネジメントセンター 遠藤悟

平成24年11月22日 一橋講堂

1. 東京工業大学TIERプログラムについて①

- ▶ TIERプログラムとは
 - ・正式名称は、Tokyo Institute of Technology International Education and Research (TIER) Program。東工大が世界展開力強化事業で実施する「日中韓先進科学技術大学教育環(TKT CAMPUS Asia Consortium)」と「グローバル理工系リーダー養成協働ネットワーク(Tokyo Tech International Research Opportunities Program: TiROP)」の総称。
- ▶ TIERプログラムの基本的な考え方
 - ・米欧並の高い研究水準を有する大学間で実施する研究重視型の教育プログラム



2

1. 東京工業大学TIERプログラムについて②

TIERプログラムの特徴

- ▶ **研究を重視した教育プログラム**
 - ・一人ひとりの学生(学部学生を含む)に対し、双方の大学の指導教員が共同で指導
 - ・この目的のため、「ラーニングアグリメント」に代わる、「修学・研究計画書(Study and Research Plan/ Record)」を使用
- ▶ **全学を対象として実施するプログラム**
 - ・全学部、研究科の学生を対象として実施(このため、「日中韓先進科学技術大学教育環」で実施する合同学位プログラム等の場合を除き、特定のテーマの下で共同でカリキュラムを構築したり、予め相互に認定可能な科目を指定したりする等のことは行っていない。)
- ▶ **各大学が持つ高い質の保証制度を基盤としたプログラム**
 - ・各相手大学が持つ独自の高い質の保証制度に基づき教育を行っていることから、相手大学の質の保証制度を尊重したうえで、自身の大学においてその成果を適正に読み替える制度を整備し、プログラムを実施

3

2. 「日中韓先進科学技術大学教育環」プログラムの背景と実施までの取り組み

- ▶ 「日中韓先進科学技術大学教育環」プログラムの背景
 - ・理工系を中心とした大学という共通性
 - ・大学間交流協定校としての実績(東工大-清華大学合同学位プログラムを含む)
 - ・ASPIRE League加盟大学としての緊密な研究教育面の協力関係(ASPIRE Leagueとは、東工大、KAIST、清華大、香港科技大、南洋理工大が加盟するコンソーシアム)
 - ・三大学の教員の間における研究面での繋がりが
- ▶ **実施までの取り組み**
 - ・2009年：アジアの先導的な理工系5大学により、ASPIRE Leagueの前身となるコンソーシアムを創設し、教育研究協力を開始
 - ・2010年：三大学の副学長のもとで、日中韓政府によるCAMPUS Asia構想に沿ったプログラムの実施の可能性を協議。三大学の教育システムについて情報を交換
 - ・2011年：三大学の副学長のもとで、プログラムの構想を取りまとめ、申請
 - ・2012年：「日中韓先進科学技術大学教育環」プログラムを開始。学生の交流を行うとともに、2~3か月に1回程度の頻度で2大学間、3大学間協議を実施

4

3. 「日中韓先進科学技術大学教育環」プログラムの特徴

- ▶ 全学を対象とした3つのプログラム
- ▶ 研究経験を含むサマープログラム
本学では、学部3・4年次および修士課程学生を対象とし、TIERプログラムの一環として実施
- ▶ セメスター単位の科目履修や研究室での実験等のプログラム
各大学の学生が、半年～1年の期間で相互に交流
- ▶ 大学院課程研究重視型教育プログラム
グローバル人材の養成のための、学位(修士号、博士号)の取得を目的としたプログラム。合同学位プログラムを構想(東工大―清華大間では実施中)



KAIST、清華大学学生向けに、本学が実施するプログラムに関する冊子を作成、配布

参考: 東京工業大学―清華大学大学院合同プログラム

2004年9月にスタートした、相互に大学院生を派遣し、一定期間、相手国で教育・研究活動を受けさせることで、デュアル・ディグリー(双方学位)を取得できるシステム。ナノテクノロジーコース、バイオコース、社会理工学コースの3コースを設定。東工大の学生は2年半かけて、清華大の学生は3年かけて両大学の修士号を取得。日中韓先進科学技術大学教育環の下で学生を交流。

5

5. 「日中韓先進科学技術大学教育環」における質保証の取り組み (1) 主な取り組み

- ▶ 「日中韓先進科学技術大学教育環」は、各大学の質保証制度を基盤とし、特定の課程や科目を対象とした質保証を行うのではなく、全学を対象としたプログラムとして、共通の交流の枠組みの構築を目指す。▶ 本プログラムを通して得られたノウハウが、東アジアの理工系分野における大学間交流の参考となることを期待
- ▶ 3大学で共通に用いられる学習・研究成果の認定のためのツールの開発
- ▶ 「修学・研究計画書」により、参加学生が事前に派遣先大学での学習・研究内容について十分に理解し、派遣計画を立案。双方の大学の指導教員はその計画立案を支援。
- ▶ ひとり一人の学生に対する3大学の教員による共同指導
- ▶ 「修学・研究計画書」において合意された研究計画をとおして、双方の指導教員が共同して指導
- ▶ それぞれの大学の教育制度の相違を超えた共通の質の保証への取り組み
- ▶ 各大学の教育制度の相違点(例えば研究活動に對し与えられる単位の相違や学位審査の手順の相違等)について理解を共有し、協調的に解決に向けた取り組みを実施

7

4. TIERサマープログラム

- ▶ 2012年6月～8月の間に第1回を実施
- ▶ 日中韓先進科学技術大学教育環およびTIROPの両プログラムにおいて実施した研究を重視した教育プログラム
- ▶ 研究室に所属し本学教員が指導。また、4週間の科目履修(サマースクール)も実施。
- ▶ 参加学生の所属大学は、KAIST、清華大、MIT、ワシントン大、ウィスコンシン大、ミネソタ大、ブラウン大、インペリアルカレッジロンドン、デルフト工科大、アーヘン工科大、パリテック、南洋理工大、香港科技大



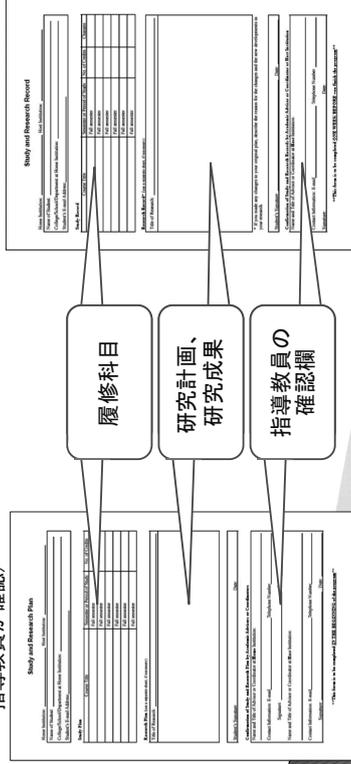
6

5. 「日中韓先進科学技術大学教育環」における質保証の取り組み (2) 修学・研究計画書(Study and Research Plan/ Record)

3大学間の共通の認識のもと、ラーニングアグーリメントにおける科目履修に加え、研究活動についても学生が立案し、教員が共同で指導を行うために用いるフォーマットである「修学・研究計画書(Study and Research Plan/ Record)」を、全参加学生が使用

Study and Research Plan
(派遣前に作成し、双方の指導教員が確認)

Study and Research Record
(終了時に作成し、受入れ側の指導教員が確認し、派遣元の指導教員に提出)



8

5. 「日中韓先進科学技術大学教育環」における質保証の取り組み (3) TiROP相手大学を含むフォローアップ・調査

- ▶ TKT CAMPUS Asia Consortium, TiROP参加学生に対するフォローアップ・単位認定に加え、研究成果の評価に関する調査を実施

調査項目:

- ・ 単位の認定(履修科目の認定に加え、研究実施に対する単位(independent study)等の単位)の認定
- ・ 単位以外の形による研究成果の評価
- ・ 学位取得に向けた研究への有効性
- ・ 所属大学において求められる研究成果を証明する文書、等

相手大学(KAIST、清華大および米欧連の17大学)の履修および学位に関する規則等を調査すること併せ、理工系分野における質の保証を伴った研究成果の認定の手順や方策を検討

9

5. 「日中韓先進科学技術大学教育環」における質保証の取り組み (4) プログラムの実施を通して明らかとなった利点

- ▶ 様々な交流形態における円滑な単位の相互認定
 - ・ 3大学の教育システムは共通性が高いことから、単位に関する基本的な考え方に差異は見られず、学部学生の短期間の交流から、修士・博士の学位取得に向けた履修まで、様々な交流形態において円滑な単位の相互認定が可能であることが明らかとなっている。
 - ◀この背景には、例えば1時間の講義を1セメスター受講することにより1単位を付与するといった東アジアの大学に共通したカリキュラムの構造がある(米国の多くの大学とも高い共通性がある)▶
- ▶ 特に学部学生を対象とした研究体験型プログラムの有効性
 - ・ 研究体験型のプログラムは、双方の大学の指導教員が研究計画立案の段階から指導を行うなどしており、十分な研究経験のない学部学生に対しても、将来の研究の発展に向け、貴重な経験と強い動機づけを提供している。

10

5. 「日中韓先進科学技術大学教育環」における質保証の取り組み (5) 課題とその解決への取り組み

- ▶ 3大学の教育理念や制度の細かな相違に起因する単位認定における課題
 - ・ 3大学の単位制度は共通性が高いが、各学科、専攻等におけるカリキュラムや認定手順の相違は、経験を蓄積することによる解決が必要
 - ▶ 特に研究成果に対する評価の考え方や方法の相違
 - ・ 研究成果の評価については、大学や専攻により異なる面がある
 - ▶ 合同学位プログラム実施に際しての学位授与に関する制度上の差異
 - ・ 学位の授与については、各大学において異なる制度に基づき行われているため、合同学位プログラムへの展開において十分な検討が必要

単位認定と質の保証: 米欧の先進的大学の事例

米欧およびヨーロッパのTiROPの相手大学においては、自大学のみで充足する質の高いカリキュラムを構築し、他大学で取得した単位を認定することは厳格にしている大学も多い(換言すると安易な単位の相互認定は、質の低下をもたらすリスクがあると認識されている)。しかしそのような大学でも、研究を中心とした学生の国際交流については積極的であり、TiROPプログラムも高く評価されている。

TiROPプログラムは、必ずしも相互に認定する単位数を増やすことを目指すのではなく、研究に重点を置いた質の高い交流を行うことを重視しプログラムを推進している。

11

おわりに: 「日中韓先進科学技術大学教育環」および「TiROP」の実施をとおして構築されることが期待される国際交流の枠組み

- ▶ 東アジアの理工系大学間における、質が保証された交流の枠組みの構築、およびその枠組みの、米欧やヨーロッパ等の理工系大学への拡大
- ▶ 国際的な大学間協力を通して、学部レベルから学生が研究室に所属し、学位(修士、博士)の取得に向け研究を行う枠組みの構築

12

「キャンパス・アジア」プログラムの紹介② 名古屋大学 「東アジア『ユス・コム・ネ』(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成」

名古屋大学 大学院法学研究科
宇田川 幸則

プログラムの概要

キャンパス・アジアにおける名古屋大学の本プログラムは、10の採択プログラムのなかで、唯一社会科学分野のものである。また、学部生に特化している3つのプログラムのうちの1つであるという特徴も持っている。本プログラムは、東アジアへの法整備支援として約20年前から取り組んできた事業が土台となっている。学部生の交流を単位認定し、アジアで活躍できる人材を育成することが目的である。また、法科大学院生を対象とした、アジアで活躍できる弁護士の育成を目的とした附属プログラムもある。

質保証の観点からは、各大学で共通のプログラムを採用し、参加7大学(中国:中国人民大学、清華大学、上海交通大学、韓国:成均館大学、ソウル国立大学)合同による「Quality Assurance協議会」と、各大学内に「Quality Assurance実施委員会」を設けることで、教育の質を確保している。

プログラムは、大学1年生を対象としており、初めの約1年半をかけて事前教育を実施し、その後1～2週間程度の事前研修(中国・韓国への派遣)を行う。その後学生を選抜し、本格的に交流プログラムが始まることとなる。

受講科目は、必修の共通科目のほかに、必修以外の履修科目も単位付与の対象とし、相手大学で得た単位を母大学で認定するシステムとなっている。

附属プログラムとしては、東南アジアの5か所に設置している「名古屋大学日本法教育センター」のサマースクールに中国・韓国の学生も合流させ、国際交流を促進している。大学院生に関する附属プログラムとしては、中国・韓国の法科大学院生に、日本の弁護士事務所でのインターンシップを提供している。インターンシップ受入先からの評価は高く、特に韓国の学生は極めて高評価だった。

キャンパス・アジアプログラムの質保証

質保証については、Quality Assurance協議会をすでに複数回開催しているが、そこでの交渉内容は相当厳しいものがある。原因としては、大学間の体制が異なることが挙げられ、例えば成均館大学では、大学の認定可能単位数が極めて少ないということがある。そうした場合、協議会を通じ、あるいは担当者間で継続して協議することとなる。

今後の展望・課題

本プログラムにおいて、教育の質保証の困難さはそれほど感じていない。社会科学は一律的な教育が難しく、極めてドメスティックであり、したがって現地の言語・文化の理解が不可欠である。幸い、日本・中国・韓国の間では、それぞれの大学にお互いの国の学生・職員が多数在籍している。交換留学プログラム等、日頃から頻繁な交流もある。こうした点が、感覚的に相手国の学生の理解を促している。ただし、学生選抜等、経験

値が少ない事項については、Quality Assurance 協議会での基準作成等により、対応を図っている。

また、当プログラムでは、中国・韓国における問題解決事例等の情報共有の機会を設けている。これを最終的には学生の利益につなげることであり、東アジア共通法形成を担う人材を育てていきたい。

プログラム運営で最も困難なものは、国の制度による違いである。例えば、単位認定について、中国では法律と政治が別の分野となっているため、名古屋大学で得た単位が認定されないことがある。規定の改正が難しい場面もある。こうした場合は、セミナーや学部長会議を通じて対応していくことになる。

質保証という場合に、日本の目線が高すぎてプログラム自体が硬直化しているという印象がある。海外の大学を視察すると、その施設や人材のレベルの高さにしばしば驚かされる。特に中国は、以前から留学をビジネスとして捉えており、日本とは経験値が違う。したがって、キャンパス・アジアのような機会に、各国の経験を共有することが重要だと考える。

プロフィール

宇田川 幸則（うだがわ ゆきのり）

名古屋大学大学院法学研究科教授。
関西大学法学部助教授、名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授を経て、
2010年より現職。

NIAD-UE国際セミナー「質保証が支える東アジアの大学間交流」
「キャンパス・アジア」プログラムの紹介②

東アジア「ユス・コム・ネ」(共通法) 形成にむけた 法的・政治的認識共同体の人材育成

名古屋大学大学院法学研究科
宇田川幸則

概要

- 東アジアの「ユス・コム・ネ」(共通法)の形成とそのため知識を有する**法的・政治的人材の育成**
 - 学部学生を中心とする単位相互認定に基づく交流
- ① 東アジアにおける法情報の交換
 - ② アジア法・法整備支援論の共同形成
 - ③ 法曹養成と法科大学院の
共同スタンダード化

2

質の保証を伴った 大学間交流の枠組形成

- 1) 東アジア「ユス・コム・ネ」(共通法)形成に向けた**トライアングルコンソーシアム**の設立
- 2) **トライアングルコンソーシアム**の協働による**ユス・コム・ネ** **トライアングル交流プログラム**の実施
- 3) その質を保証する**Quality Assurance協議会**及び各参加大学**Quality Assurance実施委員会**の設立

3

日本



トライアングルコンソーシアム

中国



上海交通大学
凱原法学院

中国



中国人民大学 法学院
清華大学 法学院

韓国



ソウル国立大学
法科大学院



成均館大学
法学専門大学院
/ 社会科学部

4

交流プログラム

日本人学生の派遣(延べ人数)	H23	H24	H25	H26	H27
①ユスコム-ネトライアングル 交流プログラム		10	10	10	10
短期プログラム	11	10	10	10	10
合計	11	31	28	28	28
外国人学生の受入(延べ人数)	H24	H25	H26	H27	
①ユスコム-ネトライアングル 交流プログラム	10	10	10	10	
短期プログラム	10	10	10	10	
合計	36	36	36	36	

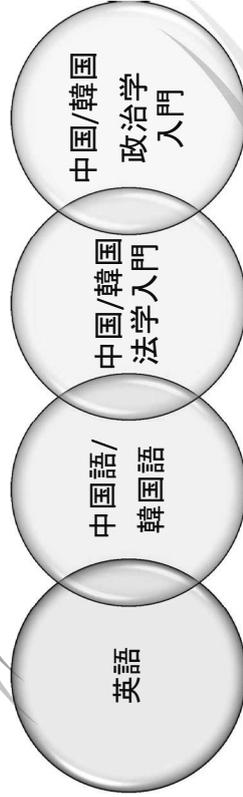
5

①ユスコム-ネトライアングル交流プログラム —募集から派遣までの流れ—



6

事前教育



派遣(1年)

各大学が共通科目提供
2単位科目×6講義
12単位取得

現地の法律・政治の理解には
現地語の理解が必須

共通科目

入門講義
Introduction to Japanese/Chinese/Korean Law
Introduction to Japanese/Chinese/Korean Politics

語学的素養
Japanese/Chinese/Korean for Social Science I
Japanese/Chinese/Korean for Social Science II

社会科学の要素・国際社会への視野
Comparative Legal Study in Asia
Comparative Politics in Asia

8

②事前研修

中国・韓国での短期研修

2012年 2月13日～21日
成均館大学、ソウル大学での特別講演、学生交流、
法務法人広場・国立中央博物館・西大門刑務所 等



2012年 3月18日～25日
中国人民大学、学生交流、検察庁訪問、
弁護士事務所訪問等



9

韓国



10

中国



11

③付属プログラム ～サマーセミナー～

2012		August						
MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN		
7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	
Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	
20	21	22	23	24	25	26	27	
Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	
28	29	30	31					
Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino	Class in Introduction to Law and Society of Japan by Prof. Akira Ogino					



12

Quality Assurance協議会

Quality Assurance協議会の開催
(1月 北京、2月 名古屋、
3月 上海、7月 ソウル)

[主な内容]

- 一各参加大学の実施計画に関する情報交換、協議、調整
- 一各参加大学のカリキュラム、シラバス、及び成績評価に関する打ち合わせ
- 一各参加大学の単位授与、成績評価及び単位互換の実施に関する情報交換、協議、調整

「キャンパス・アジア」における質保証の取組み ～大学評価・学位授与機構によるモニタリング～

大学評価・学位授与機構 研究開発部准教授
林 隆之

モニタリング実施の背景

近年、複数国により提供される教育が、国の質保証システムにとっての新たな課題になっている。日本の機関別認証評価は、機関全体の教育研究等の総合的な状況の評価するものであるが、海外の高等教育機関等での履修を含むような課程について、海外における学習環境や学生支援の状況までを直接評価することは行わない。その場合には、当該国での質保証の取組みを尊重し、その結果を受け入れるという対応策もある。しかし実際には、国によって評価単位がプログラム別や機関別など異なる場合もあり、相互にどう評価結果を見合えばいいかは問題となる。さらに、海外の評価機関との連携体制を築く際、どういう観点が共通的に必要となるのか。現在の認証評価システムの潜在的な課題として存在している。

一方、欧州は先行的であり、複数国の質保証機関が連携・合同による評価に取り組んでいる例もある。

こうした状況のなかで、東アジアでは2011年よりキャンパス・アジアの取組みが始まった。国を越えた大学間連携が推進される中で、質保証を実際にどのように伴わせていくかという具体的な課題が生まれたのである。そこで、大学評価・学位授与機構(以下、「機構」、中国高等教育教学評価センター(HEEC)、韓国大学教育協議会(KCUE)の三機関で構成する「日中韓質保証機関協議会」において、キャンパス・アジアの交流プログラムのモニタリングを、ひとつの試行と

して実施することが合意された。

モニタリングの概要

モニタリングの実施目的は、国際的な共同プログラムの質保証を試行することである。教育の質の観点から優良事例を抽出し、シンポジウム等を通じて、大学関係者に広く発信していくこととしている。また、日中韓の質保証機関向けの共同ガイドラインの策定にも取り組む。これらの活動を通じて、東アジアの高等教育の質向上を促進する体制を構築し、教育・質保証の国際競争力の向上に寄与していくことを目指すものである。

モニタリングは、今後5年間で2回実施する予定である。1回目のモニタリングの進め方として、各機関が個別にモニタリングを実施することで合意がされた。そして、個別のモニタリング結果を日中韓三国が相互に比較分析し、三国による最低限の共通枠組みを構築するという2段階のアプローチを計画している。

日本側のモニタリング方法は、機構が定める基準をもとに、キャンパス・アジアの各採択プログラムが現状を自己分析し、そのなかから、モニタリング実施者側が質向上の観点から優れた取組みを抽出する。このモニタリングでは、国境を越えた教育プログラムに特有なものとして生じる新たな課題に対して、いかに工夫をして対応しているかを抽出していくのが使命である。また、各プログラムによる質を伴った教育の自己段階判定や、自己分析書を通じてプログラム側とモニタリング側の意見交換を図り、質向上を目指せるような

設計としている。

モニタリング基準

機構が作成したモニタリング基準案は、PDC Aモデルに沿った構成としている。各基準には、採択プログラム側が工夫点などの取組を示しやすいように、優れた取組を抽出する視点を例示することとした。

基準作成にあたっては、日本で行われているダブルディグリー（DD）やジョイント・ディグリー（JD）プログラムに対してアンケート調査を実施し、その結果を踏まえた。調査では、DDやJDの質保証に必要な要素と、実施の程度を質問したところ、いくつかの項目において重要さの認識に比べて、あまり実施されていないという状況があることが明らかとなった。ギャップの大きかった項目として、学習成果の分析をはじめ、スタッフの国際対応能力の向上のための政策、優秀な教員が関与するようなインセンティブ、宗教上の慣習・文化に対するガイドライン設定、相手大学との評価方法や成績評価の定期的な見直しが挙げられる。今回のモニタリング基準案は、こうした結果を踏まえて、優れた取組みの例示を作成したものである。

また、採択プログラム側が質の段階を自己判定する際の尺度を4段階で定め、各段階にはいわゆるルーブリックと似た考えで、詳細な説明を付けている。これによって、採択プログラム側自身も自己分析をすすめ、さらなる質向上を進めていって戴きたいと考えている。

基準案作成の過程では、採択プログラム側との連絡会を設けている。連絡会での議論からはすでに、現時点で様々な課題が見えており、工夫して乗り越えようという事例も挙がってきている。参加学生、特に日本人学生の確保のための広報活動の強化や、アカデミックカレンダーの相違

を利用した集中講義や事前教育等が挙げられる。

おわりに

今回のモニタリングを通じて得られた優良事例は、シンポジウムや事例集という形で、大学関係者に発信されていくことで、モニタリングが国境を越えた教育プログラムの質向上に貢献できれば幸いである。

プロフィール

林 隆之（はやし たかゆき）

大学評価・学位授与機構研究開発部准教授。
2001年、大学評価・学位授与機構評価研究部助手に着任、2005年より現職。
専攻分野は、大学評価、科学技術政策論、科学計量学。

「キャンパス・アジア」における 質保証の取り組み ～大学評価・学位授与機構によるモニタリング～

NIAD-UE国際セミナー「質保証が支える東アジアの大学間交流」
平成24年11月22日

林 隆之
大学評価・学位授与機構 研究開発部准教授

背景

国際状況:

- ・ 複数国により提供される教育(共同プログラム等)は、国の質保証システムにとっても新たな課題
- ・ 欧州では、EUの Erasmus・ムンドゥス・プログラム等を対象に、複数国の質保証機関が連携・共同して評価・質保証を試行

モニタリングに係る日中韓の質保証機関の連携の経緯:

- ・ 「日中韓大学間交流・連携推進会議」では、これまでWG1(共同プログラム)とWG2(質保証)を設置して「キャンパス・アジア」プログラムを検討
- ・ 並行して、2010年に発足した「日中韓質保証機関協議会」にて質保証の連携方策を検討
- ・ 日中韓質保証機関協議会にて、「キャンパス・アジア」の日中韓トライアングル交流事業におけるモニタリングを共同プログラムでの質保証の試行として実施することで合意

モニタリングの実施目的

- ・ 国際的な教育プログラムの質保証を試行する。
※「大学の世界展開力強化事業」の審査・評価等業務のうち「日中韓のトライアングル交流事業」に係る日中韓の三カ国共同評価
- ・ モニタリングを通じて、以下を実施:
 - ✓ 教育の質の観点から優良事例を把握し、大学関係者へ広く情報を普及(事例集作成やシンポジウム開催)
 - ✓ 日中韓の質保証機関向けに、国際連携を伴う教育の質保証に関する共同ガイドラインを作成



これらにより、東アジアの高等教育の質保証・質向上を促進する体制を構築し、教育とその質保証の国際競争力の向上へとつなげる。

対象・体制・時期

モニタリングの対象:

「平成23年度大学の世界展開力強化事業タイプA-I」
(日中韓のトライアングル交流事業-「キャンパス・アジア」パイロットプログラム)にて採択されたプログラム(10プログラム)

体制: 日中韓質保証機関協議会がモニタリングの運営を担当

- 日本: 大学評価・学位授与機構【主査】
- 中国: 教育部高等教育教学評価センター (HEEC)
- 韓国: 大学教育協議会 (KCUE)

時期・頻度: 5年間で2回のモニタリングを実施

(※ただし各国のモニタリングの仕組みにより頻度は異なる)

- 1回目: 2012～2013年前半期
- 2回目: 採択後3.5年以上経過した2015年に実施予定

1回目のモニタリングの進め方

基本方針:

- 機構、HEEC、KCUEの各機関が個別にモニタリングを実施（国内の関連法規、評価制度、評価手法を踏まえて、各国それぞれモニタリングの委員会を組織して実施）
 - ただし、今後のモニタリング結果の相互比較・分析等を見据えて、日中韓三国における最低限の共通枠組み・項目について調整した上で、モニタリングを実施する
- 共通枠組み： モニタリングの手順など
 共通項目： プログラムの目的、実施体制、教育内容・方法、内部質保証システムなど、採択プログラムの自己分析とモニタリング実施側の、少なくともどちらかにおけるモニタリング項目となるもの

日本側モニタリングの方法

- 機構の定める基準をもとに、採択プログラムの取組みの現状をプログラム側が自ら分析し、モニタリング側が質保証・質向上の観点から優れた点を抽出する。
- 各採択プログラムにおいて質を伴った教育がどの程度構築できているか自己段階判定する。
- モニタリング実施側からの助言等、意見交換を求めたい事柄について自己分析書に記述することで、採択プログラム側とモニタリング側との意見交換による質向上を目指す。
- 日本側モニタリングの方法や基準は、「モニタリング準備委員会」で協議するとともに、「採択プログラム連絡会」を開催し、**採択大学と意見交換しながら検討**。

日本側における1回目のモニタリング基準(案)

- モニタリングは7つの基準で構成

- 基準1: 教育プログラムの目的
- 基準2: 教育の実施
 - 基準2-1: 実施体制
 - 基準2-2: 教育内容・方法
 - 基準2-3: 学習・生活支援
 - 基準2-4: 単位互換・成績評価
- 基準3: 学習成果
- 基準4: 内部質保証システム

- 各基準に「優れた取組を抽出する視点の例」と「段階判定の尺度・説明」を設定

日本側における1回目のモニタリング基準の例

基準1 教育プログラムの目的
 海外大学との共同教育プログラムの目的が明確に定められ、参加大学の間で共有されているか。

＜優れた取組を抽出する視点の例＞

- a) 教育プログラムの目的(育成する人材像を含む)の設定
- 目的に掲げる人材を育成する社会的・学術的な必要性(たとえば、東アジア地域等におけるグローバル人材へのニーズ)が、参加大学やその他のステークホルダー間での検討・分析等から明確とされている。
 - プログラムの目的が、育成する人材像に求められる知識・スキル・態度等の学習成果を含めて明確に定められている。
 - ……

段階判定の尺度と説明

	各段階の説明(案)
改善が求められる	・ プログラムの目的や育成する人材像が明確に定められていないか、海外大学等との共同プログラムや授与する学位水準に適合していると言えない。……
標準的	・ プログラムの目的が育成する人材像を含めて定められており、国際的な共同による教育が必要な目的となっている。……
進展している	・ プログラムの目的や育成する人材像を、参加大学間での協議のうえで作成している。育成する人材像に期待される知識・スキル・態度等が明確にされている。……
優れて進展している	・ 目的や育成する人材像等を、参加大学や大学外のステークホルダー等を含めた共同による検討や分析等により明確に定められており、その定期的な見直しが行われている。……

事前調査結果：質保証のための重要さに 比して、実施状況が低い事項

	質保証のための重要さ (6段階で5以上の回答割合)	実施状況 (一部実施中を含む)	差
国際的な共同プログラムを履修することの学習成果について分析	48.1%	18.2%	29.9%
直接学生と接するスタッフの国際的な対応能力向上の施策を実施	75.6%	49.4%	26.3%
優秀な教員が関与するようにインセンティブを設定	35.5%	10.7%	24.9%
学生が持つ宗教上の慣習や文化に対応する上でのガイドラインを設定	39.7%	18.2%	21.6%
相手大学等と成績評価方法や結果分布の点検・見直しを定期的を実施	33.3%	13.2%	20.2%

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

etc. 9
National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

国境を越えた教育プログラムにおいて顕在化した課題例 ～採択プログラム連絡会より～

- 財政面等の分担責任の明確化
 - 事前の協定締結の重要性
- プログラム参加学生のリクルート(特に日本人学生の確保)
 - 留学雑誌への広告・入試説明会の実施
- 学年暦の相違
 - 相違を利用した集中講義、事前教育
- 事前教育の国間でのバラツキ
 - 現地に赴いて事前教育のニーズ確認
- 研究室教育の単位認定・相手大学とのコミュニケーション
 - 派遣前に科目履修・研究実施の計画書を策定

日本側における1回目のモニタリング

今後の予定

- 平成25年度前半期に予定する1回目のモニタリングに向けて、モニタリングの基準・方法を確定(モニタリング準備委員会及び採択プログラム連絡会での協議)。

----- 1回目のモニタリング実施後 -----

- 日中韓各国のモニタリング結果を相互に比較・分析
 - 共通的に必要と考えられる評価項目や方法を「共同ガイドライン」としてとりまとめ
- モニタリングを通じて得られた優良事例を公表(事例集作成やシンポジウム開催等)

2回目のモニタリングに向けた検討(共同モニタリング、etc.)

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

10

NIAD-UE 国際セミナー「質保証が支える東アジアの大学間交流」

プログラム（日韓同時通訳付き）

全体進行：秦 絵里（大学評価・学位授与機構評価事業部国際課長）

13:00 開会挨拶 野上 智行（大学評価・学位授与機構長）

13:10 セッション（１）：国の公的な質保証システムの動向について

○日本の高等教育における公的質保証システム ～大学評価・学位授与機構の行う認証評価～

鈴木 賢次郎（大学評価・学位授与機構研究開発部評価研究主幹）

○韓国における高等教育の質保証

Dr. SEO Min-Won（韓国大学教育協議会大学評価院長）

14:30 休憩

14:40 セッション（２）：大学における内部質保証の取組事例

○内部質保証システムの構築に向けて —神戸大学の事例—

川嶋 太津夫（神戸大学大学教育推進機構教授）

○韓国嶺南大学校における内部質保証の取組み

Prof. KIM Byoung-Joo（韓国嶺南大学校大学自体評価委員長・師範大学教育学科教授、
国家教育科学技術諮問会議首席専門委員）

15:40 ◆セッション（１）・（２）のプレゼンターとの質疑応答

モデレーター：岡本 和夫（大学評価・学位授与機構理事）

16:15 休憩

16:30 セッション（３）：海外との質保証を伴った交流の事例

モデレーター：岡本 和夫（大学評価・学位授与機構理事）

○CAMPUS Asia ～日中韓の大学間交流と教育の質保証への挑戦～

有賀 理（文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室長）

○「キャンパス・アジア」プログラムの紹介①

東京工業大学「構想名称：日中韓先進科学技術大学教育環」

遠藤 悟（東京工業大学大学マネジメントセンター教授）

○「キャンパス・アジア」プログラムの紹介②

名古屋大学「構想名称：東アジア「ユス・コムーネ」（共通法）形成にむけた

法的・政治的認識共同体の人材育成」

宇田川 幸則（名古屋大学法学研究科教授）

○「キャンパス・アジア」における質保証の取組み

～大学評価・学位授与機構によるモニタリング～

林 隆之（大学評価・学位授与機構研究開発部准教授）

○質疑応答

17:50 総括・閉会挨拶

岡本 和夫（大学評価・学位授与機構理事）

18:00 閉会

18:15 情報交換会

於：1F 特別会議室（～19:30）